

平成 29 年 9 月 14 日（木曜日）

第 3 回松島町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成29年第3回松島町議会定例会会議録（第4号）

---

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	千葉繁雄君
企画調整課長	小松良一君
町民福祉課長	太田雄君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	鷹平義弘君
水道事業所長	佐藤進君
水道事業所副所長	岩渕茂樹君
危機管理監	赤間隆之君
企画調整課専門官	佐々木敏正君
総務課総務管理班長	櫻井和也君
教育長	内海俊行君

教 育 次 長	本 間 澄 江 君
教 育 課 長	三 浦 敏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 9 年 9 月 1 4 日 (木曜日) 午前 1 0 時 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第 8 6 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
  - 〃 第 3 議案第 8 7 号 平成 2 8 年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 4 議案第 8 8 号 平成 2 8 年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 5 議案第 8 9 号 平成 2 8 年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 6 議案第 9 0 号 平成 2 8 年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 7 議案第 9 1 号 平成 2 8 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 8 議案第 9 2 号 平成 2 8 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 9 議案第 9 3 号 平成 2 8 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 1 0 議案第 9 4 号 平成 2 8 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
  - 〃 第 1 1 議案第 9 5 号 平成 2 8 年度松島町水道事業会計決算認定について
  - 〃 第 1 2 議案第 9 6 号 和解及び損害賠償の額の決定について (提案説明)
  - 〃 第 1 3 議案第 9 7 号 松島町議会委員会条例の一部改正について (提案説明)
  - 〃 第 1 4 議員提案第 6 号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書について (提案説明)
  - 〃 第 1 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第3回松島町議会定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程等は、お手元に配付しております。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、2番赤間幸夫議員、3番櫻井 靖議員を指名いたします。

---

日程第 2 議案第86号 平成28年度松島町水道事業未処分利益剰余金の処分  
について

日程第 3 議案第87号 平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 4 議案第88号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
認定について

日程第 5 議案第89号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決  
算認定について

日程第 6 議案第90号 平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 7 議案第91号 平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第 8 議案第92号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定  
について

日程第 9 議案第93号 平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出  
決算認定について

日程第10 議案第94号 平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

日程第11 議案第95号 平成28年度松島町水道事業会計決算認定について

○議長（片山正弘君） お諮りします。

日程第2、議案第86号から日程第11、議案第95号までを一括議題としたいと思いますが、こ

のことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

議案第86号から議案第95号については、平成28年度決算審査特別委員会に付託し、既に審査が終わっておりますので、特別委員長の審査報告を求めます。

澁谷委員長、登壇の上、お願いいたします。

〔決算審査特別委員会委員長 澁谷秀夫君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（澁谷秀夫君） おはようございます。

平成28年度決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は9月5日に設置され、9月6日、7日、8日、11日、12日、13日に審査を行いました。

審査場所は、当議場でございます。

また、9月6日には松島地区復興まちづくり拠点施設工事事業箇所ほか6カ所の現地調査を行いました。

説明員は、町長、副町長、教育長、課長、班長等及び説明補助員の皆さんでした。

審査の結果について、ご報告いたします。

議案第86号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、可決すべきものと決せられました。

議案第87号平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第88号平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第89号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第90号平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第91号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第92号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第93号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第94号平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、認定すべきものと決せられました。

議案第95号平成28年度松島町水道事業会計決算認定については、認定すべきものと決せられました。

なお、審査の結果における意見は、8項目になっております。

2ページをごらんいただきたいと思います。

総務課所管であります防災行政無線の改善と情報提供のあり方について。

防災行政無線は設置当初より町民から放送内容の聞こえにくさについて苦情が寄せられているが、いまだに難聴区域が存在し、改善されない面がある。このことから、防災行政無線に係る施設保守点検の徹底と屋外拡声子器の増設、戸別受信機の対応とともに近隣市町との防災連携なども視野に入れた施策展開を望む。

企画調整課所管

広報まつしまの編集について

町民は町の動きや行政サービス情報を主に広報紙から得ているが、広報紙に対する評価は決して良好なものとは言えない。今後モニター制度等も取り入れ、見やすく、わかりやすい広報紙となるよう努力されたい。また、情報発信策としてホームページを開設しているが、記事やお知らせ内容が見づらい、わかりづらいといった意見も聞かれ、早急な改善について検討されたい。

産業観光課所管

炭焼き窯の活用について

炭焼き窯は現在活用されていないにもかかわらず、その維持管理には貴重な財源を割いている状況となっている。町民に生かされる施設となるよう早急な活用策を検討されたい。

パノラマハウス及び周辺観光財産の活用について

パノラマハウスは完成から2年近く経過したが、その維持に係る経費も高額となっている。2階部分は民間に貸し出ししているものの1階の多目的スペース等は有効に活用されていない。公園としてその利用にはさまざまな制約があるが、観光シーズンやイベントの開催時のにぎわいの場の創出や公園内の観光財産の利活用を図り、使用料収入等の確保につながる施策を望む。

## 建設課所管

### 避難道路等における交通安全対策について

避難道路の整備が町内各所で完了しつつあるが、それぞれの路線では交通安全対策が不十分と思える箇所が散見している。標識の設置や道路上の表示を初め見通しの確保、スピードの抑制策も加味した交通安全対策を望む。

### 駅等における駐輪場の管理について

松島駅前駐輪場を初め高城町駅、愛宕駅、品井沼駅等に不法投棄や放置された引き取り手のない自転車がある。現地の実態調査を行うとともに速やかなる駐輪場の改善に努められたい。

## 教育委員会所管

### 食中毒等への予防と対応策について

本町の給食体制は調理業者、食材納入業者を含むとの業務委託契約により、幼・小・中学校へ給食の提供が行われている。全国的に食中毒の発生が相次ぐなか、給食を調理提供する学校給食センターにおいて、その予防策とともに、万が一町の責任により事故が発生した場合における賠償責任等の対応について、万全を期されたい。

## 共通事項

### 決算関係説明資料等の作成について

決算審査に当たり、決算の内容についての説明資料が配付されているが、数値等に誤りが散見された。関係資料は決算の審査上大事なものであることから、その作成については十分に精査し、誤り等がないよう留意されたい。

以上で、審査報告を終わります。

○議長（片山正弘君） 澁谷秀夫委員長、大変ご苦勞さまでした。

お諮りします。質疑は省略し、直ちに討論、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

議案第86号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第86号について採決に入ります。

委員長報告は可決すべきものであります。本件を委員長報告のとおり可決することに賛成の

方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第86号平成28年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

議案第87号平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。

討論参加ございますか。本件に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、8番今野でございます。

議案第87号平成28年度一般会計歳入歳出決算認定に反対の立場から討論を行いたいと、このように思います。先ほど決算特別委員会の委員長のほうから報告がございました審査意見等もダブるところもございますけれども、そういったものも含めて審査に当たった意見等を述べさせていただき、反対の討論とさせていただきたいと思います。

初めに、連日北朝鮮の弾道ミサイルや水爆実験のニュースが新聞、テレビをにぎわしております。北朝鮮のこうした行動は、まさに暴挙というほかありませんが、しかしこうした暴挙に軍事的な緊張をエスカレートさせるだけでは私たちの意に反して軍事的衝突が起こり得る可能性があると思っております。これら事態によって深刻な被害を受けるのは我が国日本であり、私たち町民でもあります。大きな犠牲をもたらす軍事衝突、戦争は絶対に避けなければならないと考えているところでございます。

唯一の被爆国である私たちが、この地球上から核兵器を廃絶するという強い意志とともに話し合い、対話によって、この問題の解決に当たるよう為政者には強く求めたいと思います。

最初にこのこととお話をさせていただき、続きまして平成28年度の決算に当たった意見とさせていただきたいと思います。

さて、平成28年度は松島町の長期総合計画が新たにスタートをした年となりました。この長期総合計画基本構想では、定住・子育て・交流を重点戦略と位置づけ、そのために宅地の開発や企業誘致、福祉や教育の充実など総合的な観点で定住を推進するとしていますが、これまでの施策と大きな違いがなく、また意欲的な目標設定とは言いがたい面もあったと思います。

また、自治体の一番の仕事は住民福祉の充実にあります。住民の日常生活における移動手段的確保や住民の不満度が高かった休日・夜間の救急医療や小児医療の体制の充実、また介護保険制度の改悪が進むもとでの高齢者サービスなど、現状追認ではサービスの向上は期待できないこと。さらには、後継者不足が深刻な農業では、これまでと同様に農業経営の合理

化と生産性の向上、農業生産基盤の整備によって担い手不足の解消を目指すなど農業から小規模家族経営を追い出すものとなっており、農業・農村の崩壊に拍車をかけるものとなっていると考えております。農家所得を補償できる生産費を償える施策を講じることが本筋との立場から、この総合計画に反対を表明してまいりました。

この総合計画の概要は前町政のもとで練られたものと考えますし、櫻井町政としての違いが出るよう見直すべきだったのではないかと考えるものであります。

次に、また28年10月から松島町では勤務評定を廃止し、能力評価と業績評価を中心とする人事評価制度の導入が図られました。スタートしたばかりで制度の是非を明らかにする材料はまだありませんが、地方公務員の仕事に成果主義はなじまないと考えるものであります。また、制度導入により職員が上司の顔色ばかりうかがい、町民の権利侵害や福祉切り捨てなどの事態を招くこと、住民奉仕の意欲をなくすことが懸念をされるのではないかと考えるものであります。

28年度に行われました契約事務を町のホームページから見てまいりますと、26回の入札会が開かれ、196件の入札で、うち33件が1社応札でありました。また、随意契約では186件、プロポーザル型入札では12件で、1社申し込みが8件でありました。入札では17%が1社入札、プロポーザルでは67%が1社となっています。随意契約では1,000万円を超えるものも10件以上あり、これらの契約事務やその性格上やむを得ないものもありますが、財政が厳しいことが強調されるなかでは、一層の透明性や公平性・競争性が確保されることが必要であると思っております。

マイナンバー制度について、松島町では平成12年12月の定例議会で個人番号の利用に関する条例の制定が行われ、16年1月から税や社会保障手続など一部で利用が始まりました。個人番号カードはマイナンバーと氏名・生年月日・顔写真・個人情報の集積が可能なICチップが一体となっており、盗難や紛失の心配があること、使い道も身分証明くらいしかないため町民への交付数は28年度で人口比10.9%しか普及しておりません。政府は巨大な情報連携システムの構築を目指しておりますが、情報漏えい等の対策は万全なのか、不安が残るところであります。また、無理な制度設計によりシステム改修費がかさむなど、税金の無駄遣いがないのかなども疑問の残るところであり、マイナンバーの運用中止・廃止を求めたいところでもあります。

地球規模で激しい気象変動が観測をされ、高温と干ばつ、一方で超大型のハリケーンや台風などによる水害と地球温暖化対策、CO<sub>2</sub>排出抑制は喫緊の課題となっており、ごみをできる

だけ燃やさない取り組みが必要となっております。宮城東部衛生管内では1人1日のごみ排出目標量を当面930グラムとしていますが、松島町は管内の1市3町の中で排出量が1,204グラムと最も高くなっております。生ごみの減量化や事業系ごみのさらなる排出抑制が求められており、対策強化を求めたいと思います。

監査意見書で観光班職員の時間外勤務など長時間労働について触れられており、指摘のとおりであると思います。また、小中学校の教諭の勤務実態は、資料によりますと過労死ラインと言われる月80時間を超える教諭が、中学校では29年度4・5月で半数以上となっており、過労死ラインの倍以上も働いているケースがあるなど、ほとんどの教諭が数十時間の長時間労働をしていることがうかがえるものとなっております。文部省は質の高い教育を行うためには教員の負担を軽減し、子供と向き合う時間を確保することが重要だとしており、勤務実態を踏まえた教諭の増員、配置見直しや部活動の休養日の運用の徹底と部活動そのものもあり方を見直すことも求められているのではないかと考えるところであります。

また、町職員の給与の見直しとともに臨時・パート職員の時給を、当面1,000円へ計画的に引き上げるよう求めたいと思います。

駅エレベーターの設置では町民の利用が多かった松島駅のエレベーター設置からとして進められておりましたが、櫻井町長になって半年ほどでJRより松島海岸駅先行の提案があったとして、29年度で松島海岸駅を中心とするバリアフリー基本計画が作成されることになっております。現状では松島海岸駅で約6億円、松島駅で1億3,000万円の負担が求められると考えておりますが、両駅ともにエレベーター設置が必要であるにもかかわらず、このままでは住民の期待に反して松島駅へのエレベーター設置の可能性は当面なくなるものと懸念しているところであります。

障害者福祉では、扶助費の給付において心身障害者医療助成3,500万円余りだけが窓口で一旦医療費を負担する償還払い方式となっております。現物給付が行われてこなかった理由については定かではありませんが、できるものであればできるだけ早く償還払いから現物給付に切りかえていただき、サービス向上につながるようにしていただきたいと思います。

子ども・子育て会議の答申を得て、保育所2カ所あるいは1カ所にするため、29年度はその計画策定が進められております。松島町では現在3保育所1分園での4カ所で公立による保育所運営が行われています。1分園は本郷保育所廃止を受けて、父母の残してほしいとの声に応える形で二小の中に分園として残したものであります。過去には「保育所はポストの数ほどを」と言われた時代もありました。小規模の保育所を地域に残す考え方があってもよか

ったのではないかと思います。出生数や子供の数が減ってきているとか、あるいは運営の効率性とかの大人が目線先行ではなくて、保育所の主役である幼い子供とその親たちの目線を大切に、今後の保育所計画、建設を進めていただきたいと思います。

また、保育士確保については、毎年苦勞され、現在派遣保育士を含めた人員確保をしておりますが、住居手当を考える自治体も出てくるなど、その処遇改善を含めた今後の保育士確保対策に万全を期されるよう求めたいと思います。

子供の貧困に目を向け、どの子も安心して生活ができ、成長が保障されることが大切であると思います。義務教育は無償の考え方に立って改めて就学支援の充実や学校校納金に対する補助、学校給食費の無償化や軽減が求められているものと思います。

避難道路の整備が進むにつれ、これまでに狭隘だった道路の幅員が6メートル確保されることで人や車の流れが変わり、走行速度も速くなり、新たな騒音問題が起こることも考えられます。住宅地内での速度規制や道路標識の設置など交通安全対策が不十分な箇所もあり、今後の対策をしっかりと行うよう求めたいと思います。

指定管理となっている松島駅前駐輪場の管理では、仙石東北ラインの開通により高城町駅の利便性が高まり、松島駅での乗降客減の影響を受け、指定管理者の収入は前年比2割以上の減収となっています。指定管理の運用やあり方を見直すことも必要ではないかと思います。

また、駐輪場2階の放置自転車の処分など、高城町駅前の放置自転車を初めとする各駅の放置自転車対策を講じていただきたいと思います。

防災無線については、以前からよく聞こえないなどの苦情がありました。屋内にいればなおさら聞こえない状況があります。機器の性能や方角、風向きなどの影響もあるかと思いますが、より確実に防災無線を聞くには戸別受信機によることが望ましいのではないかと思います。戸別受信機は1個10万ほどと、まだ高値だということでありましたが、高齢化が進むもとで高齢者世帯を初め一般家庭への普及を進めるため機器メーカーとの価格交渉などを、関係する自治体とも協力して行うなど、その普及対策を講じられ、情報難民をなくす対策を講じるよう求めたいと思います。

最後に、農業など1次産業の問題であります。私は1次産業は経済の土台であると何度も言ってきましたが、農林水産業の状況は惨たんたる状況にあると思っております。1次産業を立て直すための課題はさまざまにあると思いますが、今の最大の問題は後継者・担い手がなくなるという問題ではないかと思います。農業でいえば規模拡大を前提とした担い手探しでは、やがて限界が来ると思いますし、農村という環境そのものを守っていくことはできな

いと思います。規模拡大を前提とするのではなく、農業をしている人、農業をやりたい人など、誰もが担い手という考え方に立って担い手をつくり出していく、そのための支援を継続させ、充実させることが今求められているものであります。

以上であります、町長にはこれまで再三求めてまいりました宮城県の税の滞納整理機構への不参加を決めたこと、また約25年ぶりに第二小学校の用地問題が決着しようとしていること、子供の医療費の所得制限を撤廃し、18歳まで拡大したことについては評価をしながら、28年度決算に当たっての反対の討論といたします。以上であります。

○議長（片山正弘君） ここで、傍聴の申し出がありましたので、お知らせをいたします。松島町高城・■■■■さんであります

続いて、本件に賛成の方の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖です。賛成の立場から討論に参加させていただきます。

松島町の平成28年度一般会計決算額は歳入総額169億6,586万7,000円、歳出総額128億735万2,000円となっており、歳入歳出差引額から翌年への繰越財源を除いた実質収支額は30億6,466万3,000円の黒字となっております。お二人の監査委員が報告しているとおおり、予算の執行については東日本大震災復興交付金事業について、着実な進展が図られ、おおむね適正、また施政方針の実効性についても、おおむね目標が達せられたと実感しております。

平成28年度松島町一般会計の予算は櫻井町長が町長となって初めての予算でありました。まさに大きくかじを切った、その分岐点の年であります。厳しい財政状況でありながら近隣市町に先駆け、こども医療費助成の18歳までの拡大と所得制限の撤廃を実現するとともにファミリー・サポート・センター事業を開始、子育て支援に対し、積極的に取り組んだことは大変評価するところであります。

今まで行われてこなかった松島町における観光客の動態や消費行動について客観的に調査・分析を行ったこと、そして松島町は仙台市・塩竈市・多賀城市とともに政宗が育んだ「伊達な文化」として日本遺産に認定されたことは、今後の観光施策に大変反映されるものと期待しております。また、松島こどもガイド事業により外国人観光客に向けて町の魅力を英語で案内できる人材育成を行ったことは、まさに松島らしい人づくりであると思います。

放射光施設誘致については、残念な結果となりましたが、誘致活動で築かれたきずなは今後の放射光施設関連企業・研究施設の誘致に対して必ずや役に立つものと考えております。

本町における復旧・復興工事についても、避難所建設、備蓄倉庫等の建設事業がほぼ完成し、安全安心なまちづくりを着実に進めています。

定住化対策については、空家・空地等実態調査及び活用検討業務委託を行ったことで今後の展開が期待されます。つまり、町長が掲げる5つの公約、子育て環境と教育の充実、観光事業での活性化、企業誘致で地域産業の活性化、震災からの復興の加速化、定住する魅力あるまちづくりが、一つ一つ住民のために具現化されているということでございます。

以上、申し上げて平成28年度一般会計歳入歳出決算認定の賛成の討論とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第87号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第87号平成28年度松島町一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第88号平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。本件に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。議案第88号平成28年度松島町国民健康保険特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

松島町の国民健康保険加入世帯数は2,258世帯、加入者数3,726人となっております。いずれも前年比99世帯・248人の減少となっております、引き続き減少する傾向が続いております。また、加入者の年齢構成では65歳以上74歳までが27年度で全体の42.56%であり、平成20年度と比較すると約6%上昇し、加入者の高齢化が進展をしているところであります。

国民健康保険税の軽減状況を見ますと、7割軽減世帯が650世帯、5割軽減が343世帯、2割軽減が259世帯と合計1,252世帯が軽減対象となっております。加入世帯の55.4%が軽減世帯となっており、この軽減を受けた世帯で、なお保険税の滞納が生まれているのが現状であります。

国民健康保険税の28年度の現年課税額は3億3,776万円で、対する徴収率は95.1%と税の徴収努力がうかがえるものではありませんが、滞納繰越分の調定額は1億5,730万円と現年課税額の46.6%にもなっております。また、繰越滞納額の徴収率は12.7%と繰り越した滞納の徴収の難しさがうかがえるものとなっております。年度末における繰越滞納を含む滞納総額は総額2,300万円余りの不納欠損処理を行って、なお1億3,100万円の滞納となっております。28

年度は2,300万円余りの滞納処理となりましたが、このように毎年大きな滞納を生み出し、不納欠損処理をしなければならないほど税負担が重いということが出ているのではないのでしょうか。

国民健康保険加入者の、ほぼ半数の方々が年金生活者と推定でき、年金生活に移行し、収入が減る一方、複数の病気を抱え始める年代でもあり、医療費の負担が重くのしかかってくる世代でもあります。この年代の方々が国保加入者の、ほぼ半分を占めていることになるわけであり、この状況を見れば国保がいかに脆弱な基盤の上に成り立っているのか、公費負担によって支えなければ成り立たない制度であるかがわかるのではないかと思います。

このため、国においては国保への財政支援を強化し、財政基盤の強化を図るとして27年度より低所得者対策として保険者への財政支援措置を行っております。

また、国民健康保険の財政調整基金は年度末において2億3,300万円余りにもなっており、町はこれらの財源を活用し、重すぎる国保税の値下げを行うべきでありましたが、30年度からの国保の広域化に向けての見通しが立たないことを理由に、これを拒否しております。これは監査意見書でも指摘しているように、現状に大きな変化がなければ国保の広域化によっても何ら問題の抜本的な改善が期待できないことを、町みずから認めているものだと言わなければならないと思います。

国民健康保険の困難は30年ほど前に国が医療費への国庫負担率を45%から38.5%に引き下げたことに始まり、国保法の改悪を重ねてきたことにあります。町は国庫負担率を45%に戻すように積極的に働きかけ、加入者負担を軽減する、保険料を引き下げる方策をとるべきであったと申し上げ、反対の討論といたします。終わります。

○議長（片山正弘君） 次に本件に賛成の方の発言を許します。ございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第88号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第88号平成28年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第89号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。本件に反対の発言を許します。8番今野 章議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。議案第89号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計決算認定について、反対の立場から討論を行いたいと思います。

この後期高齢者医療制度は収入がなくても75歳以上の全員に保険料が課され、2年ごとに保険料が見直されることになっております。75歳以上の人口と医療費が増加するほど保険料負担にはね返り、保険料が上昇していく仕組みになっており、これは高齢者の生活実態を無視して、その能力を超えた負担を求めようとする仕組みであります。

これまでは負担が大きすぎるということで制度創設当初から低所得世帯を中心に激変緩和の特例措置や負担軽減措置が講じられてまいりましたが、平成29年度よりこうした軽減措置が段階的に廃止されることになっております。その影響は加入者の約半数にも及ぶとされております。高齢者の皆さんの生活は今後のさらなる医療費の負担増や年金削減、介護からの締め出しや1年後の消費税増税などが控えていることになり、高齢者の皆さんにとってはまさに受難の時代になると思います。この後期高齢者医療制度は差別的医療制度でもあり、高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度となっております。このような医療制度は直ちに廃止をし、国の責任を明確にして安心して高齢者が医療にかかれ、生活できるように制度設計をし直すことを求めて反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 次に本件に賛成の方の発言を許します。2番赤間幸夫君。

○2番（赤間幸夫君） 赤間です。私は後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に賛成の立場から討論に参加させていただきます。

まずもって、ただいま反対者が言う制度に対する高齢者に我慢と犠牲を強いる冷酷な制度というふうに言われておりましたが、そういった部分にまずもって異を唱えさせていただきたいと思います。制度開始からおおむね10年、世の移りとともに我が国の人口は平成20年をピークに減少する中、高齢者の人口は増加の一途をたどっております。高齢者の医療費は誰が負担するのでしょうか。その答えは国、つまりは国民です。したがって、何度となく言われてきておりますが、再度制度について復唱させていただきたいと思います。

後期高齢者医療制度は2008年施行の高齢者の医療の確保に関する法律を根拠法に高齢者が将来にわたり安心して医療を受けられるようにするため国民皆保険を堅持しつつ、増大する医療費を安定的に賄う、持続可能な制度を構築することを目的として現役世代と高齢者世代の負担を明確しに、公平でわかりやすい制度となるように平成20年4月から老人保健制度に変わって独立した医療制度として創設され、現在に至っております。

これからも安心して医療を受けることができるよう、老人医療費を被保険者である75歳以上

の方と65歳以上74歳以下で一定の障害があると認められた方々も含め、社会全体で支え合う制度としてスタートされたことは周知のとおりでございます。

この制度は財政基盤の安定化を図るため都道府県単位で全ての市町村が加入して設置する後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、その事務は広域連合で実施し、市町村は保険料徴収、各種申請や届け出の受付事務など窓口業務を行っている実態にあります。また、被保険者の皆さんが病気やけがをしたときの医療費などの支払いに充てるため医療給付の一定割合を保険料として納めていただき、その保険料は国・県・市町村からの公費及び他の医療保険制度からの支援金などと合わせて後期高齢者医療制度運営のため貴重な財源とされているものであります。

討論ですので、制度についてはこの程度にしておきますが、本題の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に当たってですが、監査意見書にありますように被保険者数は対前年比で49人増の2,877人であり、歳入総額は1億9,202万9,852円、保険料の調定額に対し、99.5%の収入率と繰入金とで収入の大半を占めております。また、歳出総額は1億9,172万814円で、その主なものは医療広域連合納付金と事務経費であり、実質収支は黒字となっております。さらには、決算委員会審査では歳出に対する質疑はなく、歳入に対し、滞納処分1件の内容と保険料納付方法変更の内容確認の2件でありました。

以上から、同会計歳入歳出決算は適正に処理されているものと思料されます。松島町は他の都市と比較しても高齢化率が高く、今後ますますこの率は高まっていくことが予測されており、この制度があることでの恩恵ははかり知れないものがあります。

以上、申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（片山正弘君） 他に討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第89号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第89号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第90号平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。

これより、議案第90号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第90号平成28年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第91号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第91号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第91号平成28年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第92号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第92号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第92号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第93号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第93号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第93号平成28年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第94号平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第94号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第94号平成28年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定をいたしました。

議案第95号平成28年度松島町水道事業会計決算認定について討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第95号について採決に入ります。

委員長報告は認定すべきものであります。本件を委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、議案第95号平成28年度松島町水道事業会計決算認定については認定することに決定をいたしました。

以上で、平成28年度各種会計歳入歳出決算認定については採決が終了いたしました。

全ての決算が認定されました。

ここで、町長より挨拶を求めておられますので、これを許します。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成28年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算につきましては、議会の認定をいただき、改めて御礼申し上げます。長時間にわたり、ご審議をいただき、その中で賜りましたご意見、ご指摘等につきましては、再度確認検討しながら今後の取り組みに反映させまして、より適正かつ充実した行政運営に努めてまいりたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げ、御礼といたします。

なお、丹野、菅野両監査委員には詳細な意見とご意見をいただき、その労に対しまして、改めて感謝を申し上げ御礼といたします。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 議長からも、監査に当たられました菅野監査委員さん、丹野監査委員さんのお二人の監査委員のご苦勞に対し、感謝の意を表します。大変ご苦勞さまでございました。

ここで、議事運営上、休憩に入りたいと思います。再開は11時5分といたします。

午前10時50分 休 憩

---

午前11時05分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

先ほど議案第91号平成28年度松島町介護保険サービス事業特別会計の読み上げにつきまして、「サービス事業」と言わず「介護保険事業特別会計」と言ったと、一部「サービス」が抜けたということが指摘されましたので、この件について議事録を精査し、訂正したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

では、再開いたします。

---

日程第12 議案第96号 和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第96号和解及び損害賠償の額の決定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第96号和解及び損害賠償の額の決定について（提案理由）を申し上げます。

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

事故の概要につきましては、平成29年7月25日午後6時45分ごろ、松島町松島字三十刈73番1地内において、強風のためクリの木が倒れ、県道小牛田松島線を仙台方面に走行中の車両のフロントガラス付近を直撃し、車両の前方広範囲が損傷したものです。

和解内容及び損害賠償額につきましては、町が相手方に対し、損害賠償金310万4,744円を支払うものであります。

なお、詳細につきましては、財務課長から説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 千葉財務課長。

○財務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第96号について説明させていただきます。

事故の概要につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりとなりますが、被害者の状況につきましては、当該事故において、けがはありませんでした。

資料の提案理由書の次のページ、ごらんいただきたいと思います。

事故発生場所と倒木したクリの木の写真、その裏のページが被害車両の写真、次ページが倒木事故の位置図、その裏、最後のページが道路区域と倒木したクリの木の位置関係を示した図となっており、朱塗りの範囲が宮城県管理の道路区域となっております。

事故発生場所の具体的な位置についてですが、石田沢防災センターの交差点から県道小牛田松島線を北に約500メートル進んだ位置であり、ちょうど対面の西側には湯の原温泉霊泉亭さんが位置しております。

提案理由書の次のページに戻っていただきまして、事故発生場所の上段の写真をごらんください。大型土のう全面が事故発生場所で、大型土のうの右上の赤線、楕円が倒木したクリの木の位置になります。また、倒木したクリの木の位置につきましては、後日仙台土木事務所と町建設課及び財務課職員が立ち会いのもと、道路区域から外れた町が管理する山林に位置していることを確認しております。

次に、損害賠償額についてであります。車両前方の広範囲が損傷した状況から全損と判定されたものであり、同種の車両購入費と車両購入までに必要なレンタカー代、事故車両輸送のためのレッカー代等含め、総額で310万4,744円となり、全額を町が損害賠償金として支払うことの内容で被害相手方の内諾を得ております。

なお、今回の損害賠償金につきましては、賠償額の全額について、町が加入する全国町村会総合賠償保障保険制度の適用となります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 議案の説明が終わりました。

---

日程第13 議員提案第5号 松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 続いて、日程第13、議員提案第5号松島町議会委員会条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。12番高橋利典議員。

○12番（高橋利典君） 12番高橋利典でございます。

議員提案第5号、松島町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を説明いたします。

かねてより、議会活性化調査特別委員会の調査及び議会運営委員会においても議会広報発行対策特別委員会の常任委員会化、議会の広報及び公聴活動のさらなる推進について、先進地の議会の視察を含め調査検討を行ってきました。

以上の経緯から今般、議会基本条例の規定に照らし、広報紙の編集発行等の広報部門と議会報告会や一般会議といった公聴部門を一本化し、年間を通して広報公聴活動が行われるよう常任委員会化を図るものであります。

また、平成20年より常任委員会の活動を「第1」及び「第2」の名称で行ってきましたが、町民や他の議会から委員会の所管事項、活動内容がわかりにくいとの意見等を踏まえ、わかりやすい名称に変更するものであります。

なお、改正後の条例は公布の日から施行することとし、施行を最初の一般選挙から適用することとしております。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

なお、広報公聴常任委員会については、広報公聴常任委員会規程を制定、委員会の運営について必要な事項を定め、諮ってまいりたいと考えております。

資料として規程（案）を添付しております。よろしく願います。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

日程第14 議員提案第6号 宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書について  
(提案説明)

○議長（片山正弘君） 日程第14、議員提案第6号宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

提案理由を申し上げます。宮城県国民健康保険運営方針案に係る意見書について、内容を申し上げます。これは内容について、ここに理由が書いてございますので、このまま読み上げさせていただきます。

国が示した2018年度（平成30年度）からの国民健康保険の都道府県化に伴い、宮城県でも制度設計の検討が進められています。本年4月に示された運営方針案では、保険料（税）統一

や市町村の一般会計からの法定外繰入解消などの方向性が示されております。

しかし、宮城県は事業費納付金・標準保険料試算を明らかにせず、公表を来年年明けとし、住民への説明・理解をないがしろにしております。

また、国民健康保険は各市町村が低所得者の保険料を軽減するなど、地域の実情に応じて制度を定めてきたものであります。市町村からの法定外繰入をなくせば、これまで低所得者の保険料軽減や住民の健康増進に努力してきた市町村ほど保険料の大幅な値上げとなるおそれがあります。

よって、宮城県は下記の事項を実施することを強く要望するというものでございます。

- 1、宮城県は事業費納付金・標準保険料試算を一刻も早く公表すること。
- 2、2018年度以降も現在以上に保険料（税）を上げないこと。
- 3、準備が整わないまま拙速な実施はせず、場合によっては延期も検討すること。
- 4、国に対し、負担感が強い保険料（税）の是正、国民健康保険の安定的な運営のため、十分な財政措置を検討するよう求めること。

ということで、意見書として提出するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

---

#### 日程第15 一般質問

○議長（片山正弘君） 日程第15、一般質問に入ります。

通告の順に従いまして質問を許します。

質問者は登壇の上、質問をお願いいたします。3番櫻井 靖議員。

〔3番 櫻井 靖君 登壇〕

○3番（櫻井 靖君） 3番櫻井 靖でございます。それでは、一般質問のほうを始めさせていただきます。

まず、最初の質問でございます。公共掲示板の設置をであります。

現在、町がさまざまな情報を町民に知らせる手段として広報誌、防災行政無線、インターネット、安心安全メールなどがあります。しかし、それらの媒体は長所・短所があり、町民に対して情報が届けられてない場合もあるようです。確かにインターネットでは旬の情報が詳しく掲載されますが、ホームページ等を開かなければ見ることはできません。また、広報誌は月に1回の発行のため必要なときに必要な情報がしっかり伝わっているかということ、確実とはいえない状況にあります。

公共掲示板ということ、いかにもアナログで時代の波に逆行してゐるのではないかとと思われるかもしれませんが、情報伝達を補完する媒体としてはすごく有効だと考えております。そして、いろいろな団体・サークルが行事をしたいときに手軽に情報を伝える場としても大変役に立つのではないのでしょうか。ぜひ公共掲示板の設置を考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、町が管理している公共掲示板はどのくらいあるのか、また区などで独自に管理している掲示板など、どのくらい把握しているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの公共掲示板の設置等の箇所につきましては、企画調整課長より答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） それではお答えさせていただきます。

公共掲示板につきましては、まず町が直接管理しているものはございません。また、行政区や地域で独自に設置管理している掲示板につきまして各行政区に確認した結果、22カ所について確認できております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島では高城コミュニティセンター前に設置されているような立派な掲示板から白萩避難所のフェンスに設置してあるようなベニヤのような簡易的な掲示板を入れたとしても、町内に決して多くないのではないかと考えております。また、これはどこで管理しているのかわかりませんが、磯崎踏切の近くにある枠だけの掲示板などがあります。そのことから町としては現在掲示板を余り活用してないのではないかと考えております。松島の場合、昔から掲示板というのは余りなかったのでしょうか。それともあったけれども徐々になくなってこういったようになったのでしょうか。私の子供のころも特に掲示板というのは余りなかったように思います。現在松島は、掲示板がなかったと思いますが、どのようになっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 先ほどお答えさせていただきましたとおり町が直接設置しているものはないと。過去にも多分なかった、その辺ちょっと状況はつきりわかりませんが、なかったのではないのかなと考えております。今現在存在しております掲示板につきましては、地域、地区等で設置したものと、これは推測ですけれども、そのように考えており

ます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） それでは松島、昔の話になりますけれども、広報誌等がなかった場合、情報を伝達する手段としてはどのようなことが行われてたというのがちょっと、そういうふうなのがあるのでしょうか。そういう町として独自に何かやってたということはございましたでしょうか。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 一つの例を挙げるとすれば回覧板、これは現在も行政区によってはやられているところあるようですけれども、緊急でしっかりと1軒1軒伝えなければならぬというものについては、回覧板を活用してると。過去にも、あと現在も行われてると認識しております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 東京の下町なんか歩いていると、よく掲示板というのを見かけるわけです。それで地域のお祭りですとか自治体の案内、お知らせなども張ってあるのかなというふうなことで、いつも目にしております。デジタル時代のこの世の中にあっても東京にもそういうのがまだあると、そういうことはすごく有効な手段ではないのかなと思っております。視覚的に伝達するというのは今もポスターが製作されているということから考えて有効なのではないのかなと思っております。それで無秩序に張られれば、それは景観ということに、すごく見苦しいということもありますので、そこを保たれた状態で設置する場所というのがしっかりとあれば、掲示板というのがあればそういうふうなのが景観的にもいいのかなと感じております。

松島町、月に1回しか広報という形では発行してません。それでいて急に何かあったときに何かお知らせする手段として、そういうものはどう考えるのかということになるんですが、そこら辺はどう考えているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） まず、今回のご質問通告受けましてから、ちょっと町のほうでもはっきりした実態状況わからないということもありましたので、可能な範囲で実態調査をさせていただきました。

実際のその結果なんですけれども、状況につきましては、一部地域に限定はされてるものの、確認した範囲ですけどね。掲示物等がない状態のものがほとんどということでもございました。

また、各行政区へ聞き取り調査を行った結果につきましても、以前はチラシを張るなどそれなりの利用があったということはありませんでしたが、今は特に掲示板でお知らせすることもなく、ほとんど使われていないということの回答でございました。

このようにほとんど活用されていないのが実情でありますことから、公共掲示板の有効性につきまして、今後区長会等で意見交換をして、その辺のちょっと可能性について話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 掲示板というのが、ただ枠があるというだけというふうなこともあると思います。それで私、掲示するについて、これはどこで管理してるのかなということわからない部分というのが確かにあったのではないのかなと思っております。

私の家の近くの例をとりますと、磯崎踏切の近くに掲示板、今は枠だけになっているものがあるんですけども、これを活用したいと思っても、どこに連絡をしていいのかなと。ただむやみに張っていいのかなということがございました。もしそれが自由に張れるものだったら無秩序になると思いますし、ある程度そういうものは制限が、ルールがあってしかるべきだと思っております。ですから、その掲示物を張るに際し、この掲示板を利用したい方はどこに利用を問い合わせたらいいかというふうな文言をちゃんと書いて、そういうふうになれば利用できるようになると思うんです。それでいて、今仙台市内でも地下鉄のところ、いろいろな掲示物が張っております。それから公民館、いろいろ張っております。我々議会でも議会のほうでポスター張る場合もあります。そういうときでもいつも苦勞して張るというふうな形があります。それでちゃんと張れる場所があれば、そこに明示するということがきちんとありますので、そういうルール、また使い方等を周知していればそういうふうなのが、今まで使われてなかったことでも使われるのではないかなということを感じております。ですからそのルール、定めもまたプラスして、そういうふうな使い方というのを検討していただければいいのかなと思っております。それでそういうことでルールをぜひつくって、そういうふうなことを皆さんが使える場というふうな形で、もう一度検討していただければいいと思いますので、そこら辺どう考えてるかお願いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） この掲示板についてでありますけれども、まず管理はどこなのかということでありましてけれども、掲示板が、私も我が家の前に掲示板ありますけれども、掲示板については、各地区でおのおの管理しているものと私は思っています。ですから、例えば磯崎地

区なら磯崎地区の区会なり総会なりでそういったご意見を出して、どうなんだということが、まず一つ確認していただければ一番いいのかなと。

町が一つ一つの地域、12行政区でルールをつくるということは、これは無理な話でありまして、また一つ一つまたこれを町が設置するということになる、これはまた大変なことになるので、なかなかそれができていないのが現状かなというふうに思います。

今、掲示板は昔ほど利用されていないというのは、情報化社会になったのが一つと、あとは先ほど課長から答弁したように回覧板、これは特に人口集中部はなかなか難しいかもしれませんが、私たちのほうは、もう回覧板が、重要なことは回覧板で知らせる、これが絶対でありまして、それが重要視されているということでもありますから、今後11月に区長会の研修がありますので、区長さん方ともちょっと意見交換をしますけれども、その区その区の総会等で、例えば各議員さんがお話を申し上げ、また、この間、区長会と議員さん方の意見交換会もあったかと思いますが、そういう場でぜひこういった問題を取り上げていただいて議論していただくのもいいのではないかなというふうに思いますので、今後よろしく願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 町としてですね、そういうふうな情報伝達というふうな部分で15日くらいで物事が決まったというふうなときに、現在どういうふうな形で情報を伝えようというふうな努力をなさっているのでしょうか、そこら辺。もし急に10日くらいに物事が決まった、その月の最後のほうに何か催し物をやるというふうな場合、どういうふうな形で町民に知らせようと思っておりますか。

○議長（片山正弘君） 企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今回の決算の意見書の中にも広報誌あとホームページ、まだまだ不備ではないかという部分については、ちょっと反省も踏まえて、そういった情報提供、前もってわかっている部分については、極力前の月にお知らせする努力をわかりやすいお知らせの仕方というのを努力してまいりたいと。それに向けた改善も早急に検討していきたいというふうには思っております。

ただ、それから外れたことで、なおかつ緊急にやっぱり町民全体に告知したいというものが仮に出た場合、そういった場合は、やはり回覧板が一番確実なのかなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私が住んでいるところに関して、回覧板というのはなかなか回ってきたためしはない。磯崎とかなんかは随分回っているみたいですが、そういうふうなことが現状みたいです。それでいて簡易的に回すという行為が途中でとまるという可能性もあるわけです。そういうふうな部分で、それも確実性がないのかなということを考えますので、そういうふうなものが補完的にあれば、なおさらいいのかなと私は考えております。

それで、どこに設置するかというふうな部分、区とかなんかという部分があると思うんですけども、ごみの集積所あたりに設置すればわかりやすいのかなと。そういうふうな部分で区と相談という形になるのかもしれませんが、町としても援助というふうなのがあってもいいのかなと思いますけれども、そこら辺どう考えているか、もしわかればお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） ごみ集積所につきましても、通告をいただいてからちょっと可能な範囲でちょっと現地調査のほう行わさせていただきました。ごみ集積所の箇所数につきましては、主要成果のほう、総務課所管ですけれども199カ所、これは28年度末の実績、実際の箇所数ということで、それで29年度になってから何か1カ所ふえたそうで、今ちょうど200カ所あるという状況です。その中で、例えば小石浜とかではごみ集積所、金網のところにもう既に掲示板があったりというのは確認しておりますけれども、ただ実際は活用されていないのも確認できております。

ごみ集積所の活用につきましても、先ほど町長から答弁させていただきました区長会等これから意見交換をさせていただきながら、その有効性についても探っていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私は、もう使いやすい、そのところに張っていいのかというところから始まっていると思うんです。その利用はできるのか、一般の人が利用できるのかというところから始まっているのかなと思います。ただそこに誰でも張っていいのかどうかというのが、まずわからない。張るためにどうすればいいのかというのがわからない、そういうふうなのがいろいろなサークルで行事をするときに多分苦慮しているところだと思うんですね。ポスター、チラシ等はみんな作成しているので、そういうふうな人に教えたい、そういうふうなのに使えますよということがあれば、また変わってくるのかなと。ただ掲示板があっても、そのところに何も無い、ここに問い合わせてくださいという文言があるかないかで使われ

方が全然変わってくるのかなと思っております。やはり紙の媒体というふうなものは今でも有効な手段だと思いますので、そういうふうなのを広めていただければなど。私としても何か区のほうでそういうふうな話し合いがあったときに、これはどうなんだろうということでは話もっていきたいと思いますが、町としてもそういうふうな部分で何かにつけてそういう話題に接していただければと思います。

また、今度12月に選挙とかあるわけなんですけれども、そのときに掲示板というか、そういうふうなのを掲示するポスター掲示板があるわけで、そういうふうなときにベニヤ板の再利用とかそういうふうなこともそれで考えられるのかなど。決して立派な掲示板をつくってこれという話ではなく、そういう余っている材料を活用して地域で活用できれば、それはまたいいのかなと思っておりますので、そこら辺もあわせて検討していただければありがたいなと思っておりますので、ぜひともそこら辺よろしくお願ひしたいと思うんですが、ちょっとご意見、もしよければお願ひいたします。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、最終的にこれは私の考えですけれども、町で設置して管理するということは、まず難しいということだけは申し上げておきたい。

それから、例えばそういう廃材を使ってどうのこうのって今言われましたけれども、やはり管理してそれをやっていく上には、やっぱり地域地域で区があつて、一つの行政区があつて各班があるんでしょうから、その区長さんもしくは班長さん方でよく議論する必要があるんだろうと思うんです。

なぜかっていうと、何かあつた場合には必ずその班長さん区長さん方に苦情が行くわけですよね。例えば老朽化してくれば、それからまたいろんなポスターを張るが上においてもですね。ですから、一番難しくないのは、その地域その地域の班の、まあ地区の班長さん方に確認すれば張っていいですよとか、これは張ってだめですよとか、公共性のあるものは全部張っていいというふうに多分言われると思いますから、ただそれを張ったときに、あとその期間が例えば過ぎたときに誰が外して処分するのかということがあるんだろうと思うんです。ですから、それも全て区の区長さん方に班長さん方をお願いするということではなかなか大変だろうというふうに思うんですね。ですから、掲示する方がやっぱりそういったことも責任をもって自分で張ったものは自分で外す、このぐらいのことをちゃんと確認してやっていただかないとなかなか難しい問題があるんだろうというふうに思います。

それらも含めて区長さん方とちょっと意見交換をしますが、議員のほうでも各場、地域に行

ったときに確認していただければ、なおありがたいかなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） きょう、こういうふうに出したのはなかなか情報が届かないというふうな部分があると。広報誌を手にとるけれども、それでその一回読んで終わってしまうと、そういうふうなのでなかなか人を集めるのにも大変だという意見があったから言わせていただいております。また、地域地域によって、その内容というのが変わってきますので、またルールづくりというふうなのをしっかりしていけばそういう問題が解決されるのかなと思います。ぜひとも町としてもそういう部分で協力していただければありがたいかなと思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件に関しては、一応これで終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、避難所等の平時における積極的利用促進をというふうなことで質問を変えさせていただきますたいと思ひます。

これまでも避難施設・避難所の平時の活用については質問させていただきました。しかし、その利用状況については、決して良好といえないのではないのでしょうか。多くの方がそれらの施設が平時に多目的に利用できることがわからないのではないのでしょうか。特に観光エリアの施設に関してはさまざまな利用が、利用方法があると考えられるのではないのでしょうか。町として利用例を挙げながら積極的に使ってもらえるよう促していく必要があると思ひますが、どう考えますか。

まず、避難施設の利用について町のホームページに載っていないというふうなことがあります。そこら辺はどう考えるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 避難施設の利用ということでホームページということでもありますけれども、避難施設の利用について、今後ホームページ等に掲載していきたいと考えております。現在行政区などの指定管理者が管理している避難施設については、指定管理者側でホームページへの掲載等要望されるのであればホームページへの掲載を進めていきたいと考えております。

また、町で管理している避難施設については、確かに議員から言われたようにPR不足もあったかと思ひますので、ホームページや広報誌で広く周知し、利用促進を図っていきたくと、かように思ひしております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今、言われたとおり、他の施設はホームページに施設案内の項目があつて、そここのところに載せてあるわけですよ。集会施設、スポーツ施設、温水プール、社会教育施設というふうな項目があつて、またさらにその施設の案内が記されている。ぜひですね、避難施設という項目をきちんと設けて、そこに避難施設がそれぞれどのような施設なのか、そしてどこに連絡すれば使えるのかというふうなことをきちんと明記していただければと思います。せっかく立派な施設ができて誰も知らなければいけないわけですから、そこら辺をきちっとやっていただければと思います。これまでやはり今町長が言ったとおり知らせる努力ということが足りなかったのかなと思っております。

これらの施設ですね、ある日突然建ったもの、建ったわけではありません。計画的に建てられた施設でございます。建てられたときにどのようにお披露目するかというふうなことだけでも変わってくるのかなと。せっかく建てた施設、お披露目の際にこういうふうなのができましたという部分で宣伝すれば、それが使い方が変わっていったのではないかなと思うんですが、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 震災から6年半がたったわけでありましてけれども、これまでは避難所等につきましては、建設することが目的ということで地域の方々もしくは地権者の方々、そういった方々のご理解を賜って、また最終的には議会の判断を仰いで避難所を建ててきた。これまでの石田沢が最後で大体避難所が整備されてきたというのが現状だと思うんです。

今、議会からも指摘されてるとおり、さあ避難所はつくったけれどもどうしていくんだということでもあります。ですから、各地域地域で今まであった集会施設にかかわった避難所につきましては、その地域で指定管理者としてお願いしているわけでありましてけれども、これからそれら以外の、例えば石田沢にしても、そういったものについては、今後の利用をどうするんだということでもあります。

私、冗談で有事のときに使うことであるから閉めっ放しでいいんじゃないかという考えも実は持ったことあるんです。お金がかからないから。だけれどもそういうことではいけないということなので、やっぱり今後一層本気になって考えていかななくては。ですから、これは町もそうなんだけれども、議会も一緒になって、できればいい案を出していただいて、会計検査が終わった、会計検査っていうことじゃないんですけれども、そういったことが目的の検査が終わったならば、そういったいろんな方向づけをして有効活用していきたいと。高城避難所についてもそうですし、そういった大きな施設に関しては、特にそうなんですけれども、今

後どういう利用の促進があって、町に一定の収入があって、それがまた経費として使われて還元できるように、そういう循環的にとれるような仕組みを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 各行政区にある指定管理者に管理してもらっているものについては、各区の使い方というふうな部分で考えていってるのかなと思いますし、石田沢に関しては今回はおいおい考えていくというふうな話もいただいておりますので、そういうふうなことかなというふうなので今回はこの場では議論はいたしませんけれども、観光エリアにある松島海岸公園避難施設、松島パノラマハウスの積極的利用というふうなことで伺うのですけれども、こちらですね、管理が産業観光課というふうなことでございます。そちらのほうの利用が観光課のほうでやってるということは、やっぱり特異だと思うんですね。ですから、その利用は特にまた違った部分で活用されるのかなと思います。

それで、まずちょっとその質問に入る前に、この松島海岸避難施設の名称なんですけれども、これは正式にはそういう形になってるんですけれども、ポスターなんかを見てますと観瀾亭分室という形で書いております。また、パノラマハウスの1階一部に関しましては、チラシなどを見ると交流スペース「yohaku」というふうな名称がつけられているというんですけれども、こちら、呼び名としては今のところどういうふうな形になっておりますか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、松島海岸公園避難施設でございますが、今のところ「観瀾亭分室」という名称で呼ばせていただいております。ただ、愛称につきましては、これから決定していくという予定にしております。また、松島パノラマハウスの1階交流スペースでございますが、ここは「yohaku」という、部屋の名前を「yohaku」というふうに名称をつけております。それで呼んでる状況でございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） はい、わかりました。それでは「yohaku」というのは今回チラシに載って初めてわかったんですけれども、なかなか皆さん周知されてなかったのかなという部分でございます。あれは1階のそのスペースだけで、1階部分そのままというふうな形ではないということでもよろしいんですね。それで管理という、松島町の管理というなのはパノラマハウスの場合、その「yohaku」という部分だけなんですか、それとも1階全部という形になりますか、どちらのほうになりますでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島パノラマハウスにつきましては、町の財産として維持管理経費等につきまして松島町のほうで負担をしております。それは施設全てに対する清掃費とにかんしても同じように負担をしております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 指定管理者が使っているいいスペースという部分に関しては、1階部分の一部、オフィスルームですかね、あそこのほうも含まれているのでしょうか。そういうふうな部分ではどうなってますでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 町内の事業所に2階が、まず行政財産の目的外使用のほうで貸し付けをしてると。あと、1階部分の倉庫につきましても同じように事業所様のほうにお貸ししてると。そういう部分につきましては、その事業所の従業員の方に清掃に関してはしていただいと。あと、1階の「yohaku」の部分と、公衆トイレと同じように使っているトイレにつきましては、町のほうの清掃で負担をしてるというふうに分けております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） そちらの部分に関しては、町で清掃をしていると、指定管理者が清掃しているわけではないということによろしいんですね。清掃、指定管理者のほうに委託して、その部分を清掃してるというふうな、もらってるというわけでないということによろしいですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） そうですね、1階の部分、私たちが公共スペースをつくる場所は町で清掃してると。それから、お貸ししている部分は指定管理者で任せてるわけではなくて、行政財産としてお貸ししてる事業所様のほうに請け負っていただいとということになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） パノラマハウスのほうなんですけれども、通常開いてるわけですよ、1階部分というふうな形、そちらのほうの開け閉めというのはどういう状況で今のところなってるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちらのほうの開け閉めにつきましても、2階部分の事業所様のほうに全てセコム等の機械警備で開け閉めのほう、していただいている状況になります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この質問の締め切りの後に観瀾亭分館、パノラマハウスの展示会については聞いたわけですが、この利用ですね、今までどうだったのか。リボンアートフェスティバルのようなことで今回は使われていますけれども、催し物これからもやっていくのか、今までどのような利用があったのかということをお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、松島パノラマハウスのほうについてでございますけれども、ご存じのとおり1階が交流スペース、2階が飲食提供スペースとなっております。実績についてでございますが、1階の交流スペースについては、これまで一般の方への貸し出し実績はほとんどございませんが、公園に訪れる方が自由に出入りして休憩ができるスペースとして悪天候の際にも雨風をしのぎながら休憩していただいております。あわせて公衆トイレもご利用いただけるようにしておりますので、公園内において、どなたでもご利用いただける公共スペースとして役割を果たしているものと考えております。

不特定多数のお客様にお寄りいただける場となっておりますので、今年度より、まず松島の魅力が発信できるスペースとしての利活用を計画しております。9月にアートの展示、16日間実施する予定でございます。これにつきましても貸し切りという立場でなくて、どなたでもお立ち寄りをいただける公共スペースとして機能は確保しながら町の魅力発信する施設にしたいと考えております。

あと、あわせて先ほど議員お話しありましたとおり、西行戻しの松公園内を会場としまして9月の4日（月曜日）5日（火曜日）、7日（木曜日）ですね、この3日間「松島ロマンチック音楽会」と題した音楽イベントも行われました。これは7月22日から9月10日までの51日間開催しておりました「リボンアートフェスティバル」の一環で開催、利用されたものとなっているところでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今後の展開というふうな部分で、今後はこういうふうな使われ方というのは計画されてるんでしょうかね。そこら辺も含めた形では何も計画はないのかあるのか、そこら辺もお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、この松島パノラマハウスの施設そのものについてでございますが、繰り返しになりますが、2階は今お貸ししてる状況にあります。その町内事業所のカフェにつきましては、大変人気がございますにぎわっております。その半面、その1階の交流スペースというのは2階がその状況であれば1階はどなたでもフリーにお使いいただける場所として公共スペースとして提供したいというふうには考えております。

ただ、松島が共催、主催として行う事業についても、貸し切りになって入れないという状況をつくらないで、誰しも入れるような事業をしていきたいというふうには考えております。

この施設の維持管理につきましては、特別委員会のほうでも出ましたが、約460万の年間の経費がかかっております。それにあわせ、行政財産の目的外使用が大体137万、あと光熱水費負担は事業主様のほうでしっかりと支払っていただき、130万ほど、収入は270万ほどに至ってる状況でございます。460万の維持管理費に対して270万の収入が入ってるという公共施設は全体を見ても、まあ高いほうではないかなというふうには考えております。ただ、それには甘えず、もっともっと効率よく、そして経費も削減ができる取り組みをこれから考えていきたいとは考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私、このパノラマハウスに行ってみたわけなんですけれども、入りづらい。まず、そこが何なのかと、その空間が何の空間なのかがわからない、そして入っていいのかなというふうなのが、まずありました。ですので、その空間というのはどんなものかというのが、まずそこに立ち寄った人がわからないのではないかと。そこに自由に入っているのかどうかということすらわからない。上の施設の、また何かの部分ではないのかなと、上のお店の何かではないのかなというふうな印象が、どうしてももたれる状況にあるのではないかなと思うんですが、そこら辺でどう考えているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際訪れてみないと、やはりホームページ等でこういった施設はこういった使われ方をしてるというような告知もしてないという状況があったかと思えます。1階、そういったスペースについては、どなたでもお入りできますといったような広告、宣伝のほうを自分たちも努めてまいりたいと思えます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも自由に入れるというふうな部分を、もう少しわかるようにして

いただければと思います。

また、レイアウトに関してもですね、あそこのところ、ちょうど海が見えるんだと思うんですけども、椅子が余りにも低すぎて、ちょっと海のほうが見えるのかなという部分もあります。ですから、せっかく海が広がる場所に面していても、その部分が魅力半減してるのではないかなと。あそこでゆっくりしたいなと、座って海を眺めたいなという部分としては、ちょっとまた違うのではないかなと。その配置も含めて、そこら辺はきちんと考えていっていただければと思います。

それで、今回ですね、パノラマハウスでそういう展示会があるというんですけども、これは町のほうの主催ということでいいんでしょうかね。うがった見方をすれば、一個人の個展であるようにもまた見えるんですけども、そういうことで今回こういうのをやるということの経緯、また会場料、チラシ代とか、そういう部分は町で負担されたのか、そういう部分はどういうふうなことになるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） そうですね、9月の16日土曜日から町内彫刻家の方の展示が始まりますが、それ以前に、こういった事業が「ART MEETS MATSUSHIMA」事業ということで取り組んだ事業の一環で、その展示をするということになっております。

こちら3つの事業に分かれておりまして、1つが大漁旗を作製し、この間行われました9月2日の松島ファンタスティック音楽祭のほうのステージ、アーティストのほうにつくった大漁旗を渡して使っていただいたのが、まず1点。

もう一点が、雄勝石を加工して展示する取り組みをしました。これは雄勝石の作家の先生に町内の子供たちが指導いただいてつくった作品をこちら、観瀾亭分室のほうに展示しております。先生自身のつくられた作品も同じように展示すると。これは9月18日まで観瀾亭分室のほうで展示をさせてもらってます。

また、今回、彫刻家の方の展示につきましては、同じように町内子供たちが、その彫刻家の指導を受けてつくった作品と合わせて展示するといったようになっております。

そういった委託費につきましては、松島町のほうがリボンアートフェスティバルの一環の取り組み事業として委託料をかけて、今回展示に至っては町の主催事業として費用がかからない形で展示するというようになっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回こういうふうなチラシがあったわけですけども、その中では子供

たちが、雄勝石に関しては子供たちというふうな部分の文言はしっかりと明記されている部分ですけれども、こちらのほうはなかったわけですね。ですので、この人の展示会なのかなというふうな部分をとられるのではないかな。町の中にも、町内の中にも芸術家の方が何人かおられると思うんですね。そういうふうな部分でその方たち無料で町がやってておもしろくないのではないかなというふうな見方もあると思うんですね。そこら辺はどう考えていますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員が持ってるチラシ、あれは町内在住の方の芸術でありますので、そういった方々に町の施設を貸して広めていただくと。その方は子供たちともかかわっておりますので、そういった観点から許可しているわけであって、町とすれば逆に議会からこういった方々にもっと使わせたほうがいいんじゃないかという一環の中からそういった方々に使っていただいている。赤間議員よくご存じですけれども、初原在住の方であります。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） せっかくこういうふうなことがあったということで、今後とも町内に在住しているそういう芸術家の方にでも、そういう部分で絵を展示してもらうとか写真を展示してもらうとか、そういう部分でももっともっと計画を立てて、その部分で使わせてもらうというふうな、使ってもらうというふうな部分にして、また人が寄れる部分、スペースという部分で計画を、ぜひね、それだったら立てていただきたい。これだけだとこの人が特別だということの印象を持たれてしまいがちになると思いますので、これからはそういうことをやっていくんだよということで、ぜひともほかの方々にも声をかけて松島のいいところを、ぜひ宣伝していただければありがたいかなと思うわけでございます。

それでですね、このパノラマハウスなんですが、飲食ができないというポスターが張ってあります。それは立ち寄る中でちょっとしたお弁当を食べたいという希望もあると思うんですけども、ああいうふうになっているという、禁止されているのはどういった理由から禁止されてるということになるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） まず、2階のほうにお貸ししている町内事業所様においてですが、そちらの事業所さんのほうは飲食店営業の許可を得ております。まず、施設そのもの全てが飲食スペースとなった場合、もし持ち込んだものをその中で食べられて、もし万が一本当に食あたりになった場合、そのお貸ししている飲食店、営業許可を受けてる事業所の責任

になってしまうと。衛生上の問題のために飲食禁止というふうにさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ほかの施設、文化観光交流館等とかありますけれども、そこで飲食ができるというふうな部分もあるわけですよ。そこの絡みとして、そちらのほうではできる、こちらはできないという部分というのは、そのすみ分けというのはどう考えてるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 一つ文化観光交流館のほうにつきましては、私ども松島パノラマハウスでお貸ししている事業所様のように飲食店営業許可を得てるか得てないか、その違いで飲食可能かどうかというふうに分けられるのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） では、たまたまですね、そういうふうな部分で下に会議が、もしそこで、従来だったらそこでちょっと会議をするっていうことも可能な部分であったと思うんですけども、何かそういうイベントがあったとき、そのときにお茶の持ち込みとか、そういう部分も禁止という形になるのでしょうか。そこら辺、部分まで厳密にだめだという話になるのでしょうか、そこら辺はどうですか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 飲食店営業許可のほうの内容を見ると、やはりペットボトル、あと缶ジュースそういったものは大丈夫だよというふうになってます。それを鑑みるとジュースとか持ってその場で飲んでいただくということは大丈夫というふうには理解してます。

ただし、自分でつくってきたお弁当とか、あとほかのお店から持ってきたお弁当をその場で食べて、もし万が一なった場合に対応ができないということで飲食はそこで許可できませんというふうに考えてました。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） どうなんですかね、雑居ビルとかなにか、そういうふうな部分では飲食もあり、下の階は違う部分というのがあるんですけども、そのように分離というふうなのはできないものなんですかね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の議員がおっしゃってる施設につきましては、あそこ指定管理として貸し出す場合の議会とのやりとりでそういうことは説明してありますので、食に伴うものはご遠慮いただく。ただ、お茶等に関してはよろしいのではないかと。ですから、例えば議会の視察に来られるいろんな自治体がもしあれば、議会のほうでそういったところで松島の行政視察を受け入れてもらって町の観光に寄与してもらおうと、こういったことは必要だというふうに思います。

私、佐世保が来たときには、あそこを使って観光班に佐世保の方々に松島の湾クラブの取り組み等説明させていただきましたけれども、そのほかあそこでのいろんなそういう会議等では何回も使ってますので、大いにそういう会議等につきましては、使ってください。ただ、食と茶ということで分けていかないと全てが、まあ食事がやると滞在時間が長くなってとかどうのこうのっていろんなことがあるかもしれませんが、一つはお茶と食事に分けているのかなということでご理解願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 使い方次第だと思うんです。今の時代、観光に必要なのは「今だけ ここだけ あなただけ」というふうなのがキーワードなんだそうですね。それでパノラマハウスというふうなのは、すごく利用価値がある場所なのかなと思っております。すごく松島のVIPルーム、観瀾亭分室も含めた形で松島のVIPルームなのかなと思っております。あそこで桜の時期、桜を見ながら飲食ができれば、すごく特別な部分があるのかなというふうな部分かございます。例えばですね、ふるさと納税、高額でされた方にはVIPルームご招待という企画というふうなのを、また考えられるのかなと思うんですよ。だから本当にあそこはPR施設としてすごく有効活用できるのではないかと。

例えば「四季島」がとまったとき、桜の時期にあそこからやっぱりお弁当であそこで食べられれば、すごいな、松島っていうふうな部分があると思うんです。ですから、そういう部分でぜひとも有効活用をしていただければ。上が、もし飲食業の方が協力していただければ、そういう部分で使ってもらえるというのも可能なかどうか、そこら辺というのはどうなっているでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 今、お話しいただいた内容と、あと四季島の話も出していただきましたが、観光客として訪れる方含めて全般に皆さんどういうふうな使われ方を望まれているか、私たちの提供の仕方もあわせて検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひともですね、そういうふうな部分でいろいろな検討をしていただいて、使える場合・使えない場合あると思いますが、全部禁止というわけじゃなくて、特別な例外規定というのも多分あると思うんです。ですから、町長が許した場合は使えるとか、そういう部分というのが多分あると思います。ですから、そこら辺も活用して、ぜひともPRという部分をやっていただければなと思います。

それを含めた形で、あと西行戻しの松公園等の活用ですね、そちらのほうの部分も活用できると思うんですけれども、そちらの営業を、屋台などを使ってもらうように積極的に貸し出ししてはどうかと思うんですが、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） こちら、桜のシーズンにおいて公園緑地の貸し出しを行って町内事業所様の出店の実績がことしの5月行いました。地元への経済波及効果を視点に入れた観光宿泊が振興策が必要であると私ども考えておりました、単に出店をふやすことだけを目的にするのではなくて、より地元事業所様に出店していただく、そういった対策のほうも配慮しつつ今後も利用促進に努めたいというふうを考えております。

実際に今回地元事業所様による出店でございましたので、売り上げが地域の潤いにつながる好事例となったというふうに私たちも感じています。多くのお客様が訪れる時期に出店などのおもてなしで、そちら促進することで今後も地元経済の波及効果も視野に入れ、地元事業所の出店による利用促進をしてまいりたいなというふう考えてます。

ただ、あわせて西行戻しの松公園敷地内には近隣住民の生活道路があります。お花見の季節の観光客の駐車の関係するマナー違反等によりまして近隣住民等のトラブル等も実際発生しております。そのトラブルを回避するための警備員の配置なども実際年々経費が増加しているところがございます。今後も近隣住民の安全安心な暮らしを守りながら観光振興策とあわせて進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 先ほども言われたとおり、リボンアートフェスティバルがパノラマハウスの前の部分で行われたわけなんですけれども、あちらのほうの部分は町管理の部分でやっているというふうなことでよろしいのでしょうかね。そこら辺も徴収、使用料が徴収されたのかどうか、そこら辺はどうだったのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 実際町が持っている部分で3日間ですね、ミニライブも行われました。使用料のほうは追って入る予定となっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ですが、あそこぜひ活用していただきたいと思うんです。すごくいい景色なところだと思うんです。森林組合とか協力してもらいまして、あそこに切り株などを置いて座っていただけるような椅子みたいなのを設置してもらって、そして背景にした、海を背景にした野外コンサートホールというふうな部分でやると何かすごくいいのかなと。すごくいい景色なので、そういうことも考えられると思いますので、ぜひともそういう部分も、敷地内という部分をあわせて、ホームページでこういう利活用ができますということを、ぜひアピールしてどんどんどんどん使っていただけるようにしていただければなと思いますので、ぜひともお願いいたします。せっかく施設がつくられても、そこにあって何も使われてなかったら無意味なことでございます。決算審査で指摘があったとおり、炭焼き窯は今使われてないというふうな状況でございます。そういうふうなことがないように、ぜひともあった施設は、できた施設はぜひとも活用をしていただく努力をしていただきたいと思って、一般質問を終わらせていただきたいと思います。以上です

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員の一般質問が終わりました。

ここで、休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

午後0時05分 休 憩

---

午後1時00分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

一般質問を続行いたします。

8番今野 章議員。登壇の上、お願いいたします。

〔8番 今野 章君 登壇〕

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。通告しております2件について質問をさせていただきます。

最初に、降雨日照不足の影響はということでの質問ということではありますが、最近と申しますか、ここずっと農業であれ水産業であれ、商工業含めてなかなか後継者がいないということもあって、農地が荒廃したり、あるいは近隣市町村あるいは町内においても大型店やコンビニというものが進出をしてきて、松島の町内におきましては非常に空き地であるとか空き

店舗であるとか、あるいは農地の荒廃というようなことで目立ってきているなど、こう感じているわけです。

松島町は観光が非常に大きいウエートを最近では占めるようになってきていて、この面での振興というものも町挙げて行われているわけでありますけれども、その観光を支えるやっぱり地元の産業、その産業がやっぱり弱体化、弱ってきているということについては、非常に心配をするものなわけであります。

観光の上で重要な要素として、私はこの地域のおいしい味といいますか、これが非常に大事な要素だと、こんなふうに思っていますので、農業・水産業などを含めて、この地元の食材の供給が失われていくということについて、非常に懸念をするところがございます。そのところで、どうしてもやっぱり地元の産業を本当に元気にして、何とか地域の中で経済が回るということを考えていかなければならないのではないかとということで、非常にざっくりとした大きい話になりますけれども、そういう意味での地場産業の振興ということについて、どんなふうに考えておられるのかなど。

今定例会では、28年度の決算ということもあって地方創生にかかわる、そういった関係の事業なども創出をされてきておりますけれども、そういったものを含めて、今後の地場産業の振興のあり方について、どんなふうに町のほうでは考えているのかをお伺いをしたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） きょうは昼間ちょっとNHKのニュース見てましたら、気仙沼でサンマ祭りが中止になったんですね。サンマが全然とれない、とれないというか揚がってこないというんですかね、あその場合は、だから何か少し変わってきてるのかなど、それで気仙沼もサンマ祭りができなくて大変だろうというふうに思って聞いてましたけれども、この間東京では目黒でさんま祭りやったようでありますけれども、今まで来てるサンマの場所以外から調達したということでありましたけれども、そういったことが起きてるのかなというふうに思っております。

それから、今1次産業、サービス産業ということでありますけれども、答弁に入る前にサービス産業も決していい方向じゃなくて、お客様から来てくれるのはありがたいんですけれども、サービス産業に携わる人も今ちょっと人手不足という現状でもあるようであります。ですから、いろんな松島町内の各大型施設のサービス産業やってる方々もそういった従業員の確保というんですかね、そういったことも大変だと。

それから、この間トマトの社長さんが見えられましたけれども、トマトをやるが上でも携わってくれる人を探すのに大変だという話でありました。大郷町のほうに今度発芽産業っていうんですかね、カイワレ大根とかそういったことで大型店舗が来ると、村上商店でしたか、来るということでもありますから、今度そっちとこっちで人の取り合いっこになるのかなということ心配されておりましたけれども、本当にそういった方も大変なんだろうというふうに思っております。

まず、松島町の地元の産業を元気にして地域経済が回るような地場産業の振興策でございますけれども、現在松島町において起業しやすい環境づくりのために起業家支援事業を実施しており、また新しい取り組みとして起業家・高齢者活躍の場創生事業において遊休農地を活用した水稻以外の農作物の栽培や、荒廃竹林整備によりタケノコ等松島の新しい特産品づくりを始めたところでございます。また、このような取り組みに即効性は難しいものの、利府松島商工会の新規事業者、地域活性化活力活用新事業全国展開支援事業において地場産業の振興策として松島ブランドへの取り組み、また地産地消の取り組みにおいてまつの市、産業まつりを継続し、松島の地場物産を広めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いろいろ地域の産業おこしということではいろんなやり方があるんだと思いますし、今地域創生事業に関連する事業名が出されたわけでありましてけれども、これらの地域創生事業にかかわる事業というのはどちらかといいますと個人に直接あるいはグループに直接支援を行って事業を興していくあるいはつくっていくと、こういう内容になっているのかなというふうな気がするんですね。そういう意味ではその企業あるいは事業がスタートすることによってどの程度の経済の波及効果なりが生まれてくるのかということ是非常に時間がかかるということになるのではないかと思います。私はそれ自体を否定するわけではなくて、それも必要だし、今ここまで落ち込んでしまっているこの地元の産業、経済にやっぱり即効的に回っていくものも必要なのではないかなというふうに思うわけですね。そういう意味では一昨年、昨年ですか、プレミアム商品券やなんかも実施されたという経過があるんですが、このプレミアム商品券の経済効果なりなんなりがどれぐらいあったのかということもあるかと思いますけれども、ある程度即効性のある施策というものもまた大事なのではないかなということがあると思うんですが、その辺についての考え方があれば聞かせていただきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 去年と一昨年ですか、プレミアム商品券やって、利府町さんはことしもやったようでありまして、松島はやらなかった。国の施策でやって、2年間やらせていただいて、じゃ今度町単独でやれないのかということで、ことし、うちのほうはやらないということになりましたけれども、本当はやれば一番よかったんだろうというふうに思います。

ただ、カンフル剤で本当に地域が活性化できるのかというふうに考えると、そうではないんだというふうに私は思うんです。確かに一時的な、まあ私たちの体でいえばビタミン剤みたいなのを注射されて元気にはなるかもしれませんが、持続性はどうかといったときは、やっぱり底辺からきちっと物をつくり上げてやっていかないとだめだというふうに思っています。ですから、今、1次産業に関して、農業にしても林業にしても漁業にしてもそうなんですけれども、後継者がどんどんいなくなってきていると。そういったところで販売だけ力を入れてもどうかということになりますから、やっぱり生産を、どうしたら結びつけて、それが販売にという順番があるんだというふうに思っております。ですから、そういったことも考えて、これから町とすればいろんな施策を考えていかなきゃならないというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 非常におっしゃるとおりだと思うんですね。私もやっぱり将来にわたって持続可能な産業を、どうつくっていくのかということになればカンフル剤だけではいけないと、こう思っておりますので、非常にそのとおりだと思います。

と同時に、商工の関係でもそういった施策が必要なのかなと思います。プレミアム商品券というだけじゃなくて、前々から私住宅リフォーム制度どうなんだと、災害復旧が終わるまではと、こういう答えをいただいているわけですが、やっぱり住宅関連というのは昔から非常に経済の波及効果の裾野が広いというようなことで、経済を立て直させるという場合には、こういった住宅を供給するということに国の税などもよく使われてきたということがあるかと思うんですが、この住宅リフォーム制度なども含めて行えば町内でのさまざまな形での経済波及効果が出てくるのではないかと。住宅リフォーム制度というと一般の住宅だけのような形にも聞こえますけれども、これは商店の改装だとかそういうものも当然範囲としては入れていくことも可能だと思いますし、制度の設計の仕方いかんだというふうに思うんですが、今現在でのそういうことについて、どう思っているのか。

私は、もう平成の32年ぐらいですか、ここまでということで復旧事業のほうはいくというこ

とで、あと二、三年ですからね、こういった住宅リフォーム制度などの制度設計なり検討というものが入っていいんじゃないかなというふうな気がするんですが、その辺についての考えはいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 住宅リフォーム制度ということでありまして、これどこまで答えると2番目の質問にダブらないでいけるのかなというふうに思いながら今答弁整理してんですが、一応このごろ、まあちょっとだけ2番目に入ってますけども空き家の問題が多々出てきてると、これから全国的に、今パーセントでいくと17%とかっていうふうなパーセントが出てるんですけども、これがあと5年、10年たつと30%台ぐらいまで上るよということでありました。ですから、やっぱりその空き家にいかにその地域で有効にして利活用していくのかということが問われてくるというふうに思います。

松島町の場合は、家をなかなか建てられない地域とそうでない地域と極端に分かれてますので、その建てられる地域で空き家が多くなってる地域に関しては、やっぱりそういうところのリフォームなり、またその利活用を大いに考えなくちゃいけない。また、そこにある程度町が投資が必要であれば、そういう補助制度というのも今後考えていく必要があると思います。

今、名前は申し上げませんが高城町でそういう民間の会社が立ち上がって、空き家を真剣に利活用考えていくというふうに会社を立ち上げました。ですから、そういった会社と町が連携とれるところは連携とって、できるだけ町場の中に空き家でぼつんと何年も放置されるようなことがないように、またそこにちょっとした手を加えたことによって新しく若者の方々が定住できるような仕組みをつくる必要があるんだろうというふうに思います。

ですから、こういったことに関しては町とそういった方々、またそこには、その会社の方々は若い人たちの意見ということで松島高等学校の生徒さん方ともいろんな意見交換会をやっているようでありますから、若い人の話も多分いろいろ聞いているんだろうというふうに思います。あるホテルのオーナーからは民泊は町長、困るんだけどという話も受けましたけれども、それはそれとして民泊は民泊で、また国が今後、例えば2020年の東京オリンピックを考えればどんどん支援していくようでありますし、松島町にもそういったものがもしできれば、それはそれとして、また民泊は民泊として町としての考え方を示す必要があるんだろうというふうに思っております。

そういったことで、リフォームだけでなく空き家等に関しては、やっていければなとい

うふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。1問目はこのぐらいで、本筋のほうの表題にあった中身のほうをお聞きをしていきたいというふうに思います。

2番目ですね、降雨日照不足の影響はということで2番目の、2つ目の質問になるわけですが、とにかくことしは7月の末から8月末まで1カ月以上にわたってとにかく雨の降らない日はないというぐらい本当によく雨が降ったと、そういう年でありまして、その関連から日照不足にもなったというふうに思っております。私は素人ですからよくわからないわけですが、非常にそういう意味では松島町農業、稲作、こういったものに対する影響というものが心配をされるのではないかなと、こんなふうに思っているわけです。

さらにですね、来年からは農家、農業者の戸別所得補償制度が、現在は1反当たり7,500円補償されているわけでありましてけれども、これが廃止になっていくということなどもありますので、本年度農家、米が不作であって、さらに来年この補償制度がなくなるということになれば、農家の皆さんの懐というものは大変な打撃を受ける、ダブルパンチでの所得減ということの影響が考えられるということになるかと思えます。

現在の農業の状況というのは、もう皆さんもご承知のとおり、本当に高齢化がどんどんどんどん進むと、こういう状況にもありますし、この所得減少ということが加われば、さらに離農ということにもつながっていかざるを得ないというふうに思うわけです。離農者が出てくれば農村という形そのものが崩れていくということにもなると思えますし、そういうことを踏まえて、まず次の点、一つ目お伺いをしたいというふうに思います。

この冷夏といいますか日照不足による稲作への影響というものについて、町としてどんなふうに現在把握をしてるのか。9月に入って晴れの日もふえておりますので、持ち直しをしてるのかどうか、その辺を含めて現在の状況と、それから今後の対策について、どんなふうに考えておられるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ただいまの稲作等についてでありますけれども、ことしは仙台管区気象台の観測で7月22日から8月26日まで降水連続日数36日というような、そのようなことになって統計を開始して以来記録を更新したということでありました。東北農政局が8月30日に発表した8月15日現在における作柄概要は、宮城県は「やや良」となっております。本当にこの「やや良」ということを聞いて、また報道を目にして本当に私としてはよかったなとい

うふうに思いました。実は私も大分心配したんでありますけれども、「やや良」なのかと。

さっきトマトの話もしましたけれども、松島とまとの内海社長に聞いたらば、トマトも実は日照不足で赤くならないんだそうであります。ところが全国的に野菜不足が発生していて、トマトは多少赤くなくても売れるんだそうでありまして、引く手あまたでどんどんさばけたということを聞いておりました。

それはちょっと今トマトのほうにそれましたけれども、それで担当のほうに仙台農業協同組合東部営農センターの職員と巡回していただきました。その中で葉いもち病の発生が、町内各地の沢等の水田圃場17カ所と報告を受けております。葉いもち病の発生が一部見受けられましたという報告でありました。また、ササニシキは出穂後、上位節間伸長が見受けられ、背丈が高くなっており、倒伏の危険が見受けられます。今後、この対策として水田の水管理と草刈りの徹底により畦畔の風通しをよくし、できるだけ環境を整える指導を、今本町が抱えている阿部指導員を中心に町は宮城県及び仙台農業協同組合とともに行ってまいります。

葉いもち病等の発生状況及び地区については、担当課長より説明させます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 巡回した結果でございます。

葉いもち病の発生状況は、上竹谷地区及び根廻地区の2地区となっております。稲こうじ病の発生状況については、同じく上竹谷地区及び手樽名籠地区の2地区でございます。上位節間伸長につきましては、幡谷地区・北小泉地区・下竹谷地区・上竹谷地区・手樽梅木地区の5地区となっております。その後当町の阿部農地相談員のほうが圃場のほう回っております。8月31日現在におきましては仙台農業普及センター生育調査圃におきましてひとめぼれは80%のでき、ササニシキで70%のできで、とりあえず冷害による受粉障害とか回避できると。天候が持ち直してきました9月6日につきましては、ここ数日の好天と朝夕の温度差があるので、登熟が順調で進んできて、こちらのほうは比較的、最低気温が比較的高く湿度が高いので稲の消耗が少ないものというふうに見受けられると報告を受けております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今のご報告ですと、70から80ぐらいの稲作の収穫が見込めると、こういう報告で、今後の対策については考えていないと、こういうことになるのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 天候にもかかわりますけれども、稲刈りの時期は9月20日以降ぐらいになるんじゃないかなというふうに私のほうも阿部相談員のほうから受けております。今の状況を見ると刈ってみないとわからないというところもございしますが、おおむね「やや良」という結果も踏まえ、大丈夫ではないかというふうには見ておるといような報告を受けている状況であります。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何ていうんですかね、ことは7月のいわゆる22日ですか、雨が降ったと、雨がそこから降り始めてると、それ以前は結構天気がよかったですね。ですから、7月のまさに雨が降る前後で稲穂が出ると、こういう田んぼも多かったのかなというふうに私などは歩いてて思ったんです。ですから、稲穂が出て直後から雨の日がずっと続いているものですから、どうしてもその影響が大きかったのではないかと。36日間ですか、雨降らない日がないと、こういうことだと、本当に「やや良」なのかという、どうしてもそういう疑問を持ったものですから、こういう質問もさせていただいているわけです。

現状、先ほどの話だと9月7日ですか、巡回してみた。6日ですか。ということで、それでいて7割から8割ぐらいの収穫だろうということなんですが、実際はお話したように出穂して稲穂が出てから1カ月以上も雨が降り続くもとでは、やっぱり稲の熟し方そのものが違って来るのではないのかなと。青米などが相当数発生してくるというようなことも考えられるのではないかと。確かに7割8割という数字は出るかもしれないけれども、その中身は意外と青米だったりする可能性も大きいんじゃないかなというふうな気がするんですが、その辺の見解はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） これは課長より私のほうが農業やってますから、プロではありませんけれどもね。ただ、私もここちょっと雨が心配で2日だか3日ぐらい前に大分大雨降りましたけれども、そうしましたらやっぱり背丈の高い稲は皆さん少しづつおやすみになってきてると。倒れてきてると。特にササニシキがひどいというふうに見てます。ですから、今我々今度の日曜日ですか、台風18号が来るのではないかというふうに思われてますけれども、できるだけああいふ台風がそれていただいて、これ以上倒伏がならなければいいなというふうだけに思っております。

確かに議員がおっしゃるとおり7月22日、ちょうど子供たちがもう夏休みに入るころから夏休み終わるころまで天候悪かったわけでありましてけれども、7月22日、品種によっては、作

付によっては若干違いますが、花粉の時期なので確かに登熟に対して心配な点はあるんですが、確かに青米はふえるかもしれませんが、平均的な米の収穫はできるのかなと。10俵に目標を置いてる方と、私らみたく8俵とれたら豊作だと思ってる人の違いはあるかもしれませんが、そういう意味ではそう、思ったよりよかったのかなというのが今の現実であります。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。

2点目になりますけれども、来年度から農業者戸別所得補償制度が廃止をされるということになってまいります。きょうの新聞で、河北新報で宮城ひとめぼれ1万2,600円（17年産米）と、こういうことで前渡金の発表、発表といたらいいのか、あったということで、去年・おとしよりはぐっと上るといような報道がされているわけです。いずれ上ることはいいことだとは思いますが、じゃ実際のところ農家の皆さんが手にするお金は60キロ当たり幾らぐらいになるんだろうかと。1万2,600円もらって、最終的に1万3,000円、4,000円ぐらいになるのかなというふうに思いますけれども、調べてみますといわゆる米の生産費ですよ、1反当たりの生産費が平成28年度で1万5,390円だと、こういうことで、農家の皆さん方の平均的な生産費1万5,390円ということですから、やっぱり米つくってもここでも赤字だというのがもうわかるかなと思うんです。それぞれ農家農家でみなこの生産費は違ってくるとは思いますけれども、だんだんだんだん下がってきてる。10年前の平成18年は1万6,820円だったと、こういうことですので、だんだん生産費自体が低いところに落ちてきてはいるんですけれども、それでもなおかつこの生産費を償える米価にはならないというのが今の状況ではないかと思えます。

そういう中で、この戸別所得補償制度がなくなっていくと田んぼ1枚当たり7,500円、1町やれば7万5,000円、10町やれば75万円が入ってこなくなると、こういうことになるわけで、規模が大きければ大きいほど、やっぱりそういう損失といいますかね、収入減ということにもつながっていくんだろうなと思いますけれども、その点でもやっぱり農家を支えていくということがやっぱり私は大事なんではないかなと思うんですが、その辺についての町の考え方があればお聞かせをいただきたいと思えますし、補償制度の廃止中止を、やっぱりしっかり町として求めていく考えはないのかどうか。ここまで来て、もう既に時遅しということで見ている状態なのか、その辺についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員がおっしゃるとおり、きょうは河北新報で1,000円値段が高く、去年より高いという話で、きのうは岩手県のほうが1,000円高いというふうに出たので、宮城県も1,000円高くなんのかなと思ってたら、きょう、なったのでよかったなというふうに思っております。

そういうことでありますけれども、今議員から言われた農業者戸別所得補償制度は平成25年に名称が「経営所得安定対策」と変更になって、米の直接支払交付金が生産者へ交付されておりますけれども、平成30年度より国は制度を廃止すると。国は、その予算でどの財源をどのように配分して制度を変更される内容を踏まえ、町として稲作等の支援方針を決定させていただきたいなというふうに思っております。また、同制度の廃止中止を求める考えについては、今後、国の方針がどのようなになるかを踏まえ、町も議会と連携して取り組んでまいりたいと、このように考えております。

きのう、ある政治家さんの躍進の集いが仙台でありましたけれども、そのときに我々自治体でなかなかそれに見合う施策を考えるのに大変難しい問題だというふうに思っております。

ただ、これも減反政策が47年前に始まったというふうに聞いてますけれども、ずっと国のほうの指導でずっとやってきて、今度げたを外されるということでもありますから、そのげたを外されたやつを、今度自治体がどうするのかという話だと。これは3年ぐらい前からもうこういうことは決まって今になっているわけであって、ここに来ていると。今、農協等も一生懸命経営座談会というですかね、地域を回って懇談会をもって、平成30年度からの取り組みについては、こういうふうにやっていきたいというような話で座談会をもつというわけであります。

また、きのうの代議士の話ですと、自民党がいいかどうかは別としては、その自民党・政府が今度中山間地域農業を元気にする特別委員会をつくったんだそうであります。特別委員会の委員長には、現在の4区の代議士が委員長になったということでもありますから、今後多様な農業経営をどのようにしていったらいいのか、政府の政策としてきちっと私が真っ正面から捉えてやっていきたいということを多くの人々の前で話しておりましたので、ぜひ我々も、今度は選挙区は私たちは衆議院は5区にいきますけれども、4区の代議士と今までのつながりもありますので、そういった先生方のご意見なども参考にしながら町はいろんな施策を持ち出して、また議会と一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） なかなか制度中止を求めるというところまでの答にはならなかったんだ

などと思いますし、なかなか新たな対策といわれても何をどうしたらいいのかというような答弁だったのかなというふうに思います。

ただ、今の政治のありようというのは討論でも申し上げましたけれども、大規模化を進めていくというのが基本になっているわけですね。今回手樽の干拓地域も含めて、また圃場の整備が行われるということでもあります。圃場の整備すること自体に私は反対はしてませんが、ただ大規模化を進めれば進めるほど地域から小規模・中規模の農家が消えていくということになるんだと思うんですね。本当に地域の農村・農業を守ることになると、そうした小規模な家族的経営も含めて、やっぱり共存しながら農業をやっている体制をつくっていくことが私は大事なのではないかなというふうに思うんです。

ですから、この松島の農村・農業を守る上でも、討論で言ったように農業今やってる人、それからやりたい人、こういう方々をしっかり支えるという立場が本来必要なんではないかなというふうに思います。松島でも農振地域とそうでない地域とで農業やってらっしゃる皆さん方に対する助成のあり方が全く違うわけですね。農振地域ではいろんな面で助成制度があったりするけれども、同じ田んぼつくってても、そういう助成が受けられない地域もある、こういうことではやっぱり松島の農業というものを守っていけないのではないかと。ただ規模拡大というだけにとどまらないで、そういうことが担い手をつくるという意味で農業やりたい人、やってる人、とにかくみんなに携わってもらうという、そういう立場が必要なんではないかと思うんですが、その辺について、いかがなんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） いろんな考え方あるのかと思いますけれども、例えば今もうその職を解かれましたけれども、小泉進次郎さんが農業のほうに関係されてたときに生産費を下げないとだめだという話でありました。ですから、農業にしても肥料にしても生産コストを下げない農家はもうやっていけないと。だから、例えば私は自分で申告に、税金の申告に行ったときに田んぼ1町歩なら1町歩つくってますよという、ああもう赤字ですねって税務署がわかる。税務署が。だから、さっき議員が言われた1万5,390円というのであれば、それをどのぐらいまで下げるかというのが一つあるんだろうというふうに思います。

それから、このような言い方がいいのかどうかわかりませんが農協改革というのが始まって、農協もいろいろ機構改革しないとだめだと。統合するものは統合してやっていこうというのが今の現状だと思うんです。ですから、我々生産者もさることながら、やっぱりそういう今まで農協と対等に、頼ってというんですか、歩いてきた経緯というものもありますの

で、これからもやっぱりそういう農協のほうの考え方、それから我々は、例えば1町歩つくってる人、10町歩つくってる人、やっぱりそれはそれなりに生産コストが全然違うだろうし、それから昔、1町歩ぐらいはまだいんだけど、3町歩、4町歩から5町歩っていうんですかね、その辺ぐらいの人は生産コストがかかり過ぎてどうにもならないという話を聞いております。

今、手樽地域が圃場、基盤整備である程度整備をして生産コストを下げようとしてますけれども、それで確かに、仮にあそこに100人今耕作者がいたとすれば、半分残るかと言われれば疑問であります。それは確かであります。それは一つは高齢化が一つそこにはあるし、長男・次男、後継者がいないというのも一つあるのではないかと。ただ、ご先祖様からもらった農地を何とか守りたいから誰かに頼みたいという意識が出てくると。それはしょうがないのかなというふうに私は自負してはいますが、ただそういった方々も今後は例えば自分たちで1町歩でも5反歩でも少ない面積でもやりたいというのであれば、きちっと耕作できるような方向づけのことを町とJAとそれから農業委員会、それらにかかわる方々のご意見を聞いて誘導していく必要があるんだろうというふうには思っています。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） いずれ農村から人がいなくなっていくということになるんだと思うんです。規模がどんどん大きくなればね。そうしますと、いつもこの場で問題になるように農道の草刈り問題も含めて一体誰が刈るんだというような問題がどんどんどんどん出てくると、こういうことになっていきます。ですから、そういう意味では担い手をどうやってつくるのかということをおもって本気になって考えていかないといけないのではないかと、こう思う次第なわけでありまして。

そういう意味では、担い手をどうつくるのか、担い手がつくるのであれば、やっぱりそれを徹底して支援する、継続支援するということが大事になってくるのではないかなというふうに考えるわけでありまして。

いろいろJAがどうのこうのと話も今出ましたけれども、JAのほうでいろいろ考えて皆さんと協議されている中に平成30年度以降の水田作付計画の考え方ということなどもあるようですけれども、そういう中でJA仙台管内全体で生産販売を主体に作付計画を策定していきますというようなことも言われているようなんですが、この辺についてはあれなんですか、これまでと同じように、何ていうんですかね、減反ではないにしてもどれだけの、松島なら松島でこれだけの生産面積を確保してくださいと、こういう話になってきているのかどうか、

その辺の流れはどうなんでしょうか。

それから、主食用米の確保のほかに新たな野菜等の作付拡大にもチャレンジしていきますというようなことが言われているようなんですが、そういったものについても町と農協の間での話し合い、あるいは新たな野菜等の作付拡大等に対しての支援というようなものについても考えていただけるのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 3番目の質問になってしまうのかなと思われま。

国につきまして、減反政策におきまして国による生産数量目標の配分について、いわゆる生産調整が廃止されますけれども、全国の需給見通し等の情報の提供がございます。当面の間、宮城県農業再生協議会が生産の目安、今までですと生産する目標って言ってたんですね。それを生産の目安を設定しまして地域農業推進協議会を通じて生産者まで提示するように、ここまでは徹底しております。このことを考えますと、急激な米価等への影響は見込まれないのではないかなと。その販売計画に基づいた数量目標も設けますので、米価等に反映されないかなというふうには見込んでるところでございます。

また、ほかの作物に対してですけれども、今回米の直接支払推進交付金1反歩当たり7,500円が平成30年から廃止されると、その分見合いで大体711億円が国の概算要求上減になった分、755億円を別なほうに振り分けてるところまでは見えました。その一つが水田活用の直接支払交付金ということで、いわゆる産地交付金のほう、野菜等作付した場合こちら助成されると。ほかに収入減少影響緩和対策交付金、こちらの部分では認定農業者の方々に対する米、麦、大豆等の収入が標準的収入額を下回った場合にその差額の9割補填といった、これはいわゆるならし対策なんですけれども、新たに新制度で収入保険制度の実施というのが設けてる状況でございます。

こういった中で、実際に1反歩当たり7,500円の助成がなくなった分、そういった別な畑作のほうですね、助成していくという形に変わるように国のほうで方針づけしてるのかなというふうに把握しております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ですから、国のほうの方針はそうやって7,500円の直接補償なくしていくと、そうしますと次に出てきたのは認定農業者の減収分については補填しますよと、こういうことですね。そして、あと残りは産直的な野菜づくりですか、こういうものについて支援をしますよと、こういうことになるわけなんですけれども、それじゃ町としてはどうい

うふうになるんですか。その補助、出てくるお金がどこをどう通って出てくるのかわかりませんけれども、町としてはそういったものの支援をどうするのかということがあるのかなと思ってんです。

例えば、石田沢の防災避難センターですか、あって、あそこはつくる時点のときから、何ていうんですかね、産直のようなこともかねてみたいなお話があったんですけども、そうしますと松島町での農産物野菜等々の栽培というものにもやっぱり力を入れていかなくちやいけないんじゃないかなと、こう思います。そういう中で地方創生の制度を使いながら桃だとか梨だとかイチジクだとかやりましたと、こういう結果にもなっているのかもしれないけれども、実際にはほんの一部の人たちがかかわっていると、こういう状況だと思うんですよ。松島の農業に携わっている皆さん、それから農村で頑張っているじいさん・ばあさん、こういう人たちの少しでも小遣いになるようなことも考えていったらいいのではないかなというふうに思うんです。ですからこのことを、どううまくじゃ松島で活用しようと考えてるのかということもあると思いますので、その辺についての活用の方法があれば聞かせてください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今回決算審査でこの減反、それから今後の農業に対して今後町として取り組み、どうするんだというご意見等が出ておったようであります。決算でいろいろ指摘された減反等に対する考え方ということもあるんですけども、今国が7,500円を廃止しますけれども、逆にその7,500円をいろんなものをつくることで補助金で出しますよというのが今度国の考え方なんです。考え方。米じゃないものだったら今度出すよと、たったそれだけなんです。それをじゃ町はどういうふうにするだということだと思っんです。ですから、一応去年農業委員会からもご助言もあって今年度から指導員を設けていいか悪いかは別としてとにかくいろんな作物にチャレンジをして今やっていると。こういったものが仮に2年3年して結びついていてある程度の方々がそれに携わることができれば、今のまつの市が今の品目でいいのかということもあるので、現在ああいったものはにぎやかなところでやったほうがいいと思いますから、生産者もやっぱり多くの方々に携わっていただいて、この間元役場の職員の方は根廻、野菜畑に自分の畑でつくった野菜を持って行って売っているという話を聞きました。ああいいことだなというふうに思っんです。じゃそれが幾らの金になるのかということじゃなくて、やっぱりそういうことに取り組む姿勢が必要なんだろうというふうに思っんです。特に65歳過ぎた方々は年金も出てきておりますので、とにかく余暇にどれだけの現金収入を得ながら自分の生活、何ていうんですか、体のコントロールというんで

すか、そういったものやっつけていけるかということにかかわってあげればいいことだと思うんです。ですから、町とすればそういったものでもし指導ご助言できてそういう石田沢とかそれ以外のところにでもそういうまつの市のようなものを開く機会があればどんどん開いていきたいと。

それから、もう一つ大事なことは松島にはこれだけのホテルがあるので、やはり多くのホテルの方々に取引をしていただいて買ってもらうと、そういったことも必要だろうというふうに思います。給食センターの話もありましたけれども、松島の某ホテルでは松島の地場産コーナーというのを設けて実際に売ってもらってるホテルもありますので、そういったところにそういった野菜、農家も品物をそろえていただいて、これは農家だけじゃなくて漁業やっつけてる方々も、品物はそろえられないけれども、ここに申し込めばカキ直送しますよぐらいな、そういったことでとにかく生産者と結びついていくような努力は今後やっていきたいというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひそういう努力をしていただくということを前提にお聞きしますけれども、町内には農協、農業の関係で実行組合だとか、それから転作組合だとか、それぞれグループ化してあるんだと思うんですよね。ですから、支援するんだすればそういった組織も支援の組織として考えていいんじゃないのかなと。転作組合で何に転作するんだと、もう豆しかないから豆しかやらないよというんじゃないかと、やっぱり野菜づくりやってみないかとか果樹づくりやってみないかとかっていう、そういう声かけをしていかないと今の状態だけでは広がらないんじゃないかなという気がするんですね。お話し聞いててね。私は、そういう意味ではもっと広く町内の組織に声をかけて、そのやる気を引き出すといいますかね、その意味でも私は町の財政的な支援というのは、うんと大事だと思うんですけれども、そういう取り組みが大事なんではないかと思うんです。今回、去年ですか、おととしかな、阿部技術指導員さんがおられて、いろいろと町内多分歩いていろいろ農家の皆さんとお話する機会もあるんだろうと思いますけれども、そういうことでは農業に取り組む皆さん方の輪を広げていくということも大事だと思うんですが、もうそろそろ1問目時間ですので、それを最後に聞いて終わりにしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 実は松島町で平成28年度に松島地域農業推進協議会総会というのが実はことしの2月開いておりますけれども、また今も実際やっておりますので、このメンバー

はちょっときょう名簿持ってこなかったんですけれども、50名以上の方々いるんですね。農業委員会から初まっている方々各種団体の方々含めて、ですからそういった方々がこれからの農業についてどうしていったらいいかということではいろいろ勉強会もして今取り組んでいます。

そのうちの一つ一つが今言われた、議員が言われたサークルなのかもしれませんが、一つのサークルだけじゃなくて、全体でやっぱり考えていかくちやならないというふうに思っていますので、ぜひこれに関しては、今後の農業ということ考えた場合に議会とも、今度こういったことでどうしたらいいんだということ、1次産業全体で農業、林業とまでいなくても、まず農業と漁業ですね。ことし、現地調査やっていただいたときに名籠も見ていただいたし、それから古浦も見ていただき、それから銭神も見ていただきましたけれども、カキ生産者がどんどんどんどん減っていると。そうすると施設はどんどん新しくしたんだけど、やる方が少なくなってきた、さあどうするんだというときに、いなくなってからはちょっとまずい、うまくないと思いますので、今のうちにやっぱりいろんな対策を立てなくちやならない。そうすると、これは村井知事のことでありましたけれども、桃ノ浦がよかったのかいいかという議論はありましたけれども、いずれ松島町もそういった議論が出てくるのかなというふうに思っております。

そういったことで、どういったことで1次産業を盛り上げていくかということについて、今後よろしく議会のほうからもご意見賜ればというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ぜひですね、私はやっぱり地元、松島で暮らし生活してるという人たち、まずそれを第一に考えながら松島の農業の復活というものも目指していただきたいなど。先ほどもお話しましたがけれども、農振地域・農振区域外含めて農業やりたい人が農業やれる条件をぜひ整えてほしいなということをお願いしておきたいと思います。

2つ目ですけれども、住宅施策の充実で定住促進をということで質問をさせていただくことにしております。

町の長期総合計画では定住が重点戦略に位置づけられ、定住促進のための情報提供や住宅取得に対する補助が施策として掲げられております。また、町では既存町営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を実現するために長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに多様な住宅施策の検討を行い、町営住宅需要に的確に対応することを目的に松島町営住宅長寿命化計画を策定しておりますが、今後町の住宅施策あるいは住宅政策はどのよ

うに変わるのか、住宅施策の充実へ定住促進を図るべきと考え、次の点についてお伺いをしますということであります。

まず、1点目であります。長期総合計画では地域優良賃貸住宅の建設を検討をするということにしておりますが、実現の可能性とその時期についてどのように考えているかということでの質問をさせていただいておりましたが、決算資料についておりました松島町営住宅長寿命化計画ですか、この簡単な資料いただきまして読ませていただきましたが、PFIによる地域優良賃貸住宅の検討結果ということでありまして、結論から言いますと公営住宅の整備は市街地での建設が前提となり、全国的に見ても市街化調整区域に地域優良賃貸住宅の建設を行った事例もなく、整備計画を策定することは困難であると、こういう資料がありました。一般質問を通告する2日、3日前にこれをいただいて、まだこの資料を読むところまで至っていなかったのだからこういう質問になったという側面もあるわけですが、品井沼地域においては難しいという答えになっているようではありますが、それ以外の地域優良賃貸住宅については考えないのか、その辺を含めて今後の見通しについてお伺いをしたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 通告出してから資料もらったということであります。（「私が見るの遅かったんです」の声あり）いえいえ、あっそんなことないです。

地域優良賃貸住宅について、公営住宅長寿命化計画でこれまでに検討した結果について、なかなか実現難しいのかなというふうに思っておりますが、詳細を担当課長より説明させます。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 地域優良賃貸住宅の整備につきましては、昨年の長寿命化計画で木造住宅の建てかえも踏まえ、含め、検討してまいりました。その内容では、全国的に市街地調整地域で地域優良賃貸住宅整備の実例もないため整備計画を策定することは困難だと取りまとめております。そのほか、国の支援業務に平成27年度に愛宕住宅、平成28年度に幡谷住宅で申し込みましたが、民間事業者の参加はありませんでした。以上のことから、本町での地域優良賃貸住宅の整備については、実現は難しいものと考えております。

参加できなかった、参加がなかった理由が問い合わせは1件、昨年ございまして、どういったことで参加できなかったんですかねと後からちょっと聞きましたら、問い合わせ業者に聞きましたら、住宅の建設戸数が数百単位でないとなかなか採算がとれないということでその辺で引っかかって参加できなかったということを知っております。

松島ではちょっと今計画、長寿命化ストック計画の中では20戸程度を建てかえしていきたいと、地域優良賃貸住宅で見していきたいと考えておりましたのもありまして、その20戸程度で入れておりましたので、余りにも数が違い過ぎるということで、今後検討が必要かなということで考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、あれですね、基本的にはもう地域優良賃貸住宅については、ほぼ見通しがないと、こういうことになるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 地域優良賃貸住宅はPFI事業によるものと、あと町独自でやる事業のものがああります。PFI事業につきましては、先ほども言ったとおり数が全然違うということで、町独自事業であれば何か考えられる手法はあるのかなと思っておりました。

ただ、町独自でありますと、今、国交省のほうでは、国のほうではPFI事業を推奨しております、PFIでやれないのかという話が出てきます。それとちょっと離れてくる形になりますので、町事業でやるときに補助率、2分の1補助になりますけれども、最低でもその2分の1以上の町の財源が必要になるということです。

ただ、今現在交付金事業等で2分の1と言っておきながら、その2分の1も使えない場合とか事業費が制限される場合と違ってありますので、その辺も踏まえながら慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そうですね、町独自でやるということになれば国の補助ということになるんですが、前は2分の1補助だったようなんですけれども、今現在は45%ですか、補助ということのようで、しかも直接補助ではなくて交付税措置されると、こういう中身だということできずれ事業はやったものの本当に45%入ってきてんのかなと、こういう思いをせざるを得ないと、こういうことだろうというふうに思いますけれども、わかりました。そうすると、なかなかやはり長期総合計画で計画的には位置づけたものの、見通しが立たないというのが現状だと、こういうことだというふうに思いました。

はい、では2つ目にいきます。

○議長（片山正弘君） 今野議員、ここで若干休憩をしたいと思います。（「はい、わかりました」の声あり）再開を2時10分といたします。

午後1時55分 休 憩

---

午後2時10分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

8番今野 章議員。一般質問を続けてください。今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでは、2点目にいきたいと思います。

そこです、定住という問題を考えたときにさまざまなケースで考えていかなければいけないのかなと思いつつながら次の2問目の問題、質問を準備したわけでありまして、本町の高齢化率は28年度当初で35.4%、障害者は約800人ということになっておりますけれども、高齢者・障害者のための住宅施策についての考え方、方針をもっているかどうかということをお聞きをしたいと思っております。長期総合計画では住宅改修費等の支給ということになっておりますけれども、これについては介護保険法などの範囲を超えるものではないのではないかとこのように思っております。良好な住宅環境を保障するためには、一層の支援策や高齢者・障害者向けの住宅の整備が必要なのではないかとこのようにも考えるわけでありまして、その辺について当局のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 高齢者等が本町の人口約3分の1を超えてる現状の中におきまして、さらなる支援策や高齢者・障害者住宅の整備をと、町単独でということでありまして、町単独で考えるということとはなかなか難しいのかなというふうに思っております。介護保険法等に基づく住宅改修は定着していると聞いておりますけれども、職員には一層丁寧な相談対応や周知に努めるよう指示しているところでありますが、利用状況等については、詳細を担当課長から説明させます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） 介護保険の住宅改修について利用状況を説明いたします。

介護保険では在宅で生活する介護保険の認定者の方が18万円を上限に手すりや段差解消などの住宅の改修費が給付される制度となっております。平成28年度の利用件数は40件、給付総額は402万5,000円となっております。ここ数年見ても、その年によって若干あるんですけども、大体40件から55件くらい、400万から550万の範囲で毎年コンスタントに使っていただいておりますし、要支援の方から要介護の方まで利用できまして、要支援1で18万円を手すりを歩くとこ全部につけたと。ついでに洋式トイレに直したと。そういう方が要介護2とか3、3段階、上るとリセットされて、もう一度使える制度になっておりまして、担当のケア

マネージャーが、やはり歩けるときとちょっともう車椅子みたいなきでは、また改修の場所も違うので、さらに借金ではなくて9割が給付されるということで利用が定着してる状況でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） これ自体は介護保険法に基づいてできるだけバリアフリーということでの給付制度ということになると思いますけれども、限度額18万ということでのやっぱり給付の限度があるわけですし、さらに直したいときはやっぱり自己負担と、こういうことにならざるを得ないということになるんだと思うんです。手すりをつけてトイレを直すというぐらまでということなんだろうなというふうに思います。實際上今の家というのはさまざまところに段差があって、さらに段差を直したいと、なくしたいという場合には一定の費用がかかってくるということにもなりますので、そういう支援が必要なのではないかなというふうに思うところでございます。残念ながら町単独での支援は難しいという答えでございました。

私としては、先ほども言いましたけれども、住宅リフォーム制度などこういうのは組み合わせると給付受けられなくなるのかなとかいろいろ心配するんですけれども、そういうものとの組み合わせなどもできれば、より良好な住環境の整備につながっていくのではないかなというふうに思うんですが、町長、住宅リフォーム制度早く実現をしてはいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今の住宅リフォームとこの介護保険のほうの住宅、障害者等の支援と考えてはどうかということであります。今後検討させていただいて……。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 検討はやらないということの言いかえだと、こういうこともしばし昔にはよく言われた言葉でありますけれども、ぜひ本気の検討もしていただきたいなというふうに思っております。

3つ目に参ります。前町政ですね、大橋町政、大橋町長さんのときに定住促進ということを進めていく上で若者向けの住宅建設を進めたらいかがですかというようなこととお話をさせていただいたことがございます。あの当時は、たしか加美町だったか色麻町でしたかね、民間のというか、あそこにあるんですね、セキスイかなんかとタイアップして、そういうアパートをつくって若者に提供したというような話もございましたけれども、そういった例も挙げながら若者向けの住宅提供を考えてほしいという話をしたんですが、答えとしては質問に

も書いておきましたけれども、簡単に言って公営住宅ありきではなくて民間借り上げなども含めて間口を広げて考えたいんだと、こういう答えだったようなふうに思っております。若者の定住対策という点で、この住宅の整備、これまた重要な課題だと思いますので、その辺についての考え方があればお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、質問のあった現状の取り組み状況等につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 現在の取り組みの状況でございます。

若者定住対策としてですが、復興支援定住促進事業補助金を継続して実施することで町内の住宅購入を支援し、若年層の定住を推進しているところでございます。

また、広報のあり方ですけれども、町のホームページだけでなく定住パンフレットをハウスメーカーや県の移住相談窓口配布・設置していただき、住宅建設を考えている若年層へ町の補助制度の周知を図るほか、県主催の定住フェアなど機会を捉えて定住希望者などに、じかに制度の説明を行っているところでございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 復興支援定住の補助制度、あります。確かにね。それはそれでいいんですが、それは結局戸建ての住宅に対する支援ということになるかと思うんですね。そうしますと、一定程度の収入がないとなかなかそういった補助を受けるということもできない面もあるのかなというふうに思います。特に今若い世代は非正規が多かったりしてますので、そういう人たちについては、やっぱり安価な住宅を、どう供給するのかなということが大事ではないかなと思うんです。そういう意味では公営住宅であったりアパートであったりという、そういう住宅の提供につなげていかないと若い人たちの定住にはつながらないのではないかなというふうに思います。

何年前かに中津川市でしたかね、視察に行かせてもらいました。そこでは人がどんどん減っている地域にアパートをつくって、そこに若い人たちに住んでもらうという施策をやっておりました。そのアパートに住んでもらうに当たっては、必ずそのアパートの周辺の地区に住んでもらうという契約をしていただいて、5年間でお金をためていただいて土地・家をつくっていただくと、大体そんな方向のお話でありました。ですから、アパートにはソーラーパネルが上がっていて売電ができるような形になっておりましたけれども、町ではその売電の

部分は全部そのアパートに住んでいる人たちに全部還元をすると、そうしますと家賃がほぼゼロになるというんですね。ですから、家賃の分が貯金できて家を建てる資金にもなっていきますよとこういうお話であったと思います。

そういうことを、松島ですぐにやれということではないですけども、若い人たちをいかにして町に住んでもらうのかということ、やっぱり真剣になって考えていかないとだめなのではないかと。住宅定住促進の補助金、支援金を出して、さあ来てくださいという形だけではなしに、もっと積極的な形で若い人たちに町に住んでもらうということが大切なのではないかなというふうにも思うんでありますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 若者に住んでもらうようにするにはどういうふうにしたらいいのかということでもありますけれども、松島町は震災後を見てますと、例えば松島高等学校のすぐ近くに住宅地ができましたけれども、あつという間に家が建ち並んだと。それから、もう一つは、こちらから見れば川向こうでありますけれども、漁協の北側のほうにも家が何軒ですかね、10軒ぐらいですかね、建ったら、もうすぐ売れたということでもありますから、そういう意味では松島町にはある程度魅力があつて、そういうところがあれば家はすぐ建ててくれるんだろうなというふうに思っております。

町はやっぱりそこを将来的に見たときに若者、若い人たちというんですかね、そういう人たちだけじゃなくて、全員がそうなんでしょうけれども、先ほど、きょう、3番議員の質問でもちょっとお話ししましたがけれども、初原に今住んでいる彫刻家の方も多賀城から移住してきたわけですね。多賀城から移住して今松島に住んでいるわけで、そして今度は彫刻一本で、これまで勤めてた支援学校やめて、先生をやめて彫刻一本でやっていくんだと、そういう生きがいを持ってやってる人、それからいいか悪いか別として職員もですね、ある職員については石巻から今月から松島に住んで家を建ててやっていると、そういうこともあるので、結構松島には若者同士の人のつながりで家、開けてくるのかなという視点は持っています。

ただ、そういう場合に町として今若い人たちが住むが上には保育所を含めた子育て環境であったり、それから病院、そういった関係であったり、もう一つは交通の利便性であったり、そういったものがある程度コンパクトにきちっとまとまっているというふうにとっていただければ若い人たちは来てくれるのかなというふうに思ってるので、この3点はこれからも重視しながら若者が定住するまちづくりをやっていけばいいのかなというふうには思っております。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。松島の魅力があるということなのでしょう。ただ、実際問題として高齢化率がどんどん上がっていくというのは若い人たちが少なくなっているという事のあらわれなんですね。ですから、なかなか追いついてないというのが現状だと思います。震災後私の家の右隣にも、それから左隣にも若い人が家買って住みました、確かに。これは震災というある意味特別な事情の中でそういったことができているのかなというふうに思います。これが一旦落ちついてくればまた松島の高齢化はさらに加速していくと、こういうことになっていくわけでしょう。そのためにはやっぱり若い人をどう引きつけて住んでもらうのかという施策が大事だろうと、こう思って質問させていただいたところであります。

4点目に参ります。現在の町営住宅を今後どうするのかということであります。

これも町の長寿命化計画策定されまして、この中に書いてあります。松島町では現在212戸の町営住宅がある。そのうち耐用年数を過ぎている愛宕住宅・上初原住宅・小石浜ですか、こういったところの住宅は解体、潰していきますよと。残り147戸で当面は考えていくと、こういう計画になっているようであります。

そこで、前々から言ってるんですが、解体するのはいいんですけども、解体してしまえばそこに住んでいた皆さんは一体どこに行くだろうかという問題が当然出てくるわけなので、その人たちも含めて松島町にどう住んでもらうのかという対策が必要なのではないかというふうに思うんですが、その辺についてはどんなふうに考えておられるのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、町営住宅のことです。ご存じのとおり高城住宅、災害公営住宅新しくできました。これについては、現状維持していく感じ、長寿命化を含めて維持管理していく方向であります。あと、今言われたそのほかの木造住宅耐用年数過ぎたような取り扱いにつきましては、今言われたように町全体の町営住宅のあり方を含めて検討していきたいと思います。また、今言われたように払い下げそれから用途変更であったりこういうのはやっぱり住んでいる方、今実際住んでいる方のいろんなご意見を伺いながら進めていかなくちゃいけないと思っております。

ただ、この長寿命化やる上でちょっと聞き取りもした経緯をみますと、やっぱりどうしても中でその場にいたいと、払い下げを希望する方、またはどっかにかわるものであればどっかに移りたいということがあります。そういうことでこの辺の、一つの団地が一つの考え方でないとなかなか払い下げであったり用途変更というのは難しいのかなというふうに考えて

おります。

そういう意味でここについては、ちょっと払い下げでない方の取り扱いについては、最終的に松島町の町営住宅何戸必要かということもあります。それから、それとは別にその人たちを受け入れる一つの考え方として借り上げアパートみたいの、こういうふうのも含めて考えていかなくちゃいけないんでないかなというふうに思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 今、愛宕の住宅、団地には15戸ですか、しか残っておりませんが、以前はプラス50戸ぐらいあったわけですね。ですから、本来でいえば松島の町営住宅というのは300戸ぐらいあったと、こういうことになるのね。今度の長寿命化計画を踏まえた町営住宅の戸数というのは147戸だから一番町営住宅があった時期の半分になってしまうと、こういうことになるんですね。いろいろおっしゃっていますけれども、3年だか4年前にも住宅管理計画をつくって払い下げは望んでる人は余りいませんよと、だから払い下げの方向は考えませんというようなこともあったというふうに記憶してるんです。ですから本当のところ、この町営住宅の方針施策がぐらぐらぐらぐらして定まってないんじゃないかと、こう思わざるを得ないんです。私は払い下げができるのであれば払い下げをしていただいて、そこに住んでもらったらいいだろうと、そこが肝ではないかなというふうに思ってるんです。もう耐用年数過ぎてるわけですから、補助金等にかかわる予算の執行の適正化に関する法律と違ってあって、補助金もらったものは勝手にやらしてもらっちゃ困りますよみたいな法律もあるようですけれども、耐用年数もうとっくに過ぎたような施設ですから、そういうものについてまで適用はないんだらうというような気もするんですが、その辺はどうなのでしょう。まずその適正化法との関係で払い下げはできるのかできないのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 払い下げにつきましては、できるものと考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） それでね、例えばこの間上初原住宅行ってみてきました。そしたら6戸か7戸、潰したところが一、二カ所と、まるっきり空き家の状態のところは五、六戸ありました。そういうふうにしてあけておくんじゃないかと、あいたところから空きそうなところから、欲しい人から払い下げていってもいいんじゃないかという気がするんですが、一括でない

とできないんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 払い下げになりますけれども、以前アンケートとった中では払い下げして、したい、してほしいという方がいるのと、あと建てかえをしてほしいという方もおりました。それは30%ぐらいと20%ぐらいだったと思いますけれども、おりまして、あとあそこの住宅なんですけれども、土地につきましても実際のところすっかり区分けになってる部分ではないということで、区分けするにも予算はかかるという形になっておりまして、その辺の整理も必要かなと思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） そういうさまざまな問題はありますでしょう、確かに。測量すれば測量したでお金がかかるわけですから。ただ、やっぱりその金をかけても定住してもらおうということが必要なんであればかけるべきだというふうに私は思いますし、愛宕住宅の用途廃止をしたときはなかなか払い下げ自体が難しかったということであんな現状になってるわけですよ。今は公営住宅法もかなり、平成8年と21年に改正されて、かなり運用の仕方が緩和されてきてるんじゃないかというふうに思っているわけなんです。ですから、そういう意味では払い下げも可能なんであれば、やっぱりそういうものを認めていくと。

昔は公営住宅をあっちこっちには建てられないと、まとめた建てたほうがいいんだと、何でだがつて聞いたら管理しやすいからだ、結局はそういう話だと。今回は災害公営住宅は美映の丘のあっちこっちに建てて管理をすると、こういうことになってるわけですよ。ですから、払い下げができた土地とできない土地とあっても、私はある意味いいのかなと。極論、極端過ぎるかもしれないけれどもね、そういうことも含めて町で十分に検討してやってったらいいんじゃないかと思うんですよ。毎年度修繕費かかるかかるってやってるよりは、払い下げを希望する人にはもう払い下げをして、みずから修繕をしてもらおうと、こういうこともあるんじゃないかと思うので、その辺について執行部としてはもっともっと明確な方向性を出すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、言われたような公営住宅法で、前は払い下げとか用途変更とかその辺はすごく厳しかった状況でした。ただ、ここ10年ぐらいですか、少し緩和されてきた経緯があります。そういうことで、今お話しありました、あるものは建てかえ、買って、払い下げをして自分で建てかえ等々あるかと思えます。そこはちょっと、ある程度アンケートも

とっておりますので、そのエリアでどういうふうに、団地でもっていくかというのはあるかと思えます。

あと、もう一つ払い下げでもちょっと筆、1筆1筆なってるわけじゃなく、払い下げするとすればまた地域と相談して、例えば建物10坪だから15坪の平米数でいいというわけにはいかないもんですから、やっぱり隣との建物との調整とかいろいろあります。そういうものを含めながら今言われたようなところをちょっと、これは公営住宅法も改正されてきたということで前向きに取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 本来そういったことを、この計画、長寿命化だから、これも長寿命化ということでやっちゃうからこうなのかもしれないけれども、一括してそういうことを検討する計画にすべきだったのではないかと私なんか思うんですけれども、非常に残念な計画だなと、その意味ではね、思います。

もう時間がなくなってきているので、あとはしよってやりますけれども、いずれにしても町の長期計画では多様な住宅施策の検討を行って町営住宅需要に的確に対応していくんだと、こういうふうに言ってんですよ。ですから、町営住宅の需要がじゃあるのかなのかということも含めて本来検討すべきなことではないかというふうに思います。

今ね、格差社会というふうに言われてて格差がどんどん広がってるわけですよ。お金を持ってると持ってない人、しかもその格差は都市と地方でも広がってるわけです。ですから、地方においては非常に低所得の人たちがふえていくということが見えてるわけですよ。これからは。低所得の人がふえてるといことは低所得の皆さんの住宅が困窮することにつながってくわけでしょう。松島町はリブランディング事業でいろいろ調査をされて、私一番びっくりしたのは何かといったときに松島町民の所得が全国平均の72%だったことに一番ショックを受けたということをお話しましたが、松島も本当に低いでしょう。だから絶対ここには公営住宅という低廉な住宅の要求が私はあると思うんです。その要求にやっぱり町としては応えていくという方向が求められているのではないかというふうに思うんです。今アパートもいっぱいあいてますから、がらがらにあいてますから、そういうものの活用も含めて真剣になって町営住宅のあり方を考えていただきたいということだけ、ここは申し上げておきます。

それから、町営住宅条例の第6条の2項のウですか、このところに、ここは軽減条項ですね、について定めているわけですが、同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場

合ということでの規定があります。これは小学校に入るまでの子供がいれば町営住宅に24万何がしかの基準以下であれば入居できますよという、たしかそういう規定だと思ったんですが、この規定を少し拡大すると、中学校・高校・大学ということで拡大することはできないのかと。先ほども言いましたように法改正も大分進んでいるようなので、こういったことの拡大も可能ではないかと思うんですが、その辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者の規定について、高校あるいは大学卒業までと定めることにつきましては、法律では可能となっておりますので、町の条例改正を行えば可能であります。公営住宅の入居基準につきましては、地域自主性一括法により平成24年4月より自治体の判断で定めることができるようになっておりまして、規定を拡大してる自治体もあります。ですが、拡大することはちょっと慎重な検討が必要と思っております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 慎重な側面というのはどこに慎重になってるんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 拡大することによりまして範囲が広がるという形になります。それで本当に入りたい小学生以下の人たちというのの倍率が高くなるというか確率が低くなるというか、そういう形がありますので、範囲を狭めるという形で慎重に行いたいというのと、あと大学生ぐらいの子供たちがいて就職したときに、すぐに収入超過となってしまうことがあって移動しなければならないということもありますので、この辺はちょっと慎重に考えなければならぬのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） ついでにお聞きしますけれども、その法改正踏まえてやられるということになると、じゃ基本的には今法改正受けてやる内容としてはないということでもいいですか。現状変更はあり得ないということで、現状の条例のままで当面はいくという考え方でいるということでもいいですか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今のところは検討としては現状のままで当分いきたいと。ただ、今言われたように法も変わってきたので、検討事項ではあると。ただ、取り扱いとしてちょっと慎重には扱いたいということで、当面の間は慎重に、現状のままでということでありませう。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） 何で聞いたかというところやって狭めるというお話しあったので逆に今度の法改正では追い出し条項もあるんですね。そういうことも含めてあるので、当面現状のままでいくというのであればそれはその一つの考え方かなとは思いますが。

最後になります。ホームページの空き家バンク制度で情報提供を現在松島町でもしております。利用状況はどうなっているかということと、現状の情報というのは本当に文字だけの情報になってるんですね。やっぱりこれではどんな物件なのかがよくわからないということになると思いますので、物件の状況がわかるように外観や部屋の状況がわかる写真などを掲載して活用したらいいのではないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 空き家バンクの利用状況につきましては、担当課長、企画調整課長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 空き家バンクの利用状況でございます。

8月末現在でこれまでに空き家が5件、空き地が17件、空き部屋が5件の登録があります。この中で賃貸契約を結んだ物件は実績として1件、現在交渉中の物件が1件、登録の取り下げ、残念ながら取り下げされたものが1件となっております。

先ほど今野議員から外観がわかるようにというご指摘がありましたが、空き家バンク登録者からも同様の依頼があり、空き家バンクで提供する情報の内容につきまして画像の掲載など改善に向け検討を進めていたところでございました。今野議員のご指摘を踏まえ、また登録者の方の意向を確認しながら空き家バンクで提供する情報をより充実させ、定住を検討されている方に対し、今後も有益な情報が提供できるよう努めてまいります。

実は、通告を受けてから確かにページ、客観的に見たところですね、やはりちょっと写真情報がないとまずいなというのがありまして、とりあえず所有者の同意がとれたところ1件、ごらんになっていただきたいんですけど、外観だけですけど写真掲載しました。今後、中についても、ちょっと遠くの方が所有してて、なかなかすぐにこっちに来れないという方なので、あと日にちを合わせて、今施錠されてますので、中も写真撮っていいよという内諾は受けておりますので、そういった扱いを今後ともどんどんふやしていきたいと。日々進化させていきたいということで頑張りますので、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員。

○8番（今野 章君） わかりました。なかなか利活用が進んでないのかなというイメージが答弁から一つわかったことと、やっぱり町のホームページに載せるものですから、これは信頼に足り得るものだという中身で載せることがうんと大事なことだと思うんですよ。そういう意味では不動産業者さんも含めて、きちんと町と業者さん、あるいは空き家・空き地を提供する方との関係をきちんと整理して、その上で信頼足る、信頼ができる物件をきちんと載せていくという、そして写真等の見た目でしっかりわかると、情報がわかるという内容にしていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

私は北海道の七飯町というところに行っているいろいろ空き家バンクについて勉強させていただきました。やっぱりきれいにね、写真も載っかってましたし、不動産業者さんとの関係もかなり整理された中身でおやりになっているということがわかったので、きょう、質問をさせていただきました。

残りがわずかとなりましたので、これで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（片山正弘君） 今野 章議員の一般質問が終わりました。

続きまして、11番菅野良雄議員。登壇の上、お願いいたします。

〔11番 菅野良雄君 登壇〕

○11番（菅野良雄君） 11番菅野であります。通告しております庁舎建設について質問いたします。庁舎の建設については、まだ早いんでないのと思ってる人もたくさんいるんだろうと思っておりますけれども、私個人的には、その建設の財源とか住民の理解を得るということでは相当数の時間が必要なんだろうという思いがいたしますので、質問通告したわけであり

ます。皆さんご存じのとおり、現庁舎は東日本大震災で被害を受けた松島橋のかけかえに伴って…

○議長（片山正弘君） 菅野議員、菅野議員さん、通告の順番の1と、今2のほうから……（「そうですか」の声あり）どちらを先にやりますか。（「建設が1番でないのすか」の声あり）どっちでもいいですよ。2からでもいいですよ。いいですか。2からでもいいですよ。（「どっちでもいいですけど。私はこっちが1番だと思ってたんです」の声あり）じゃ、2のほうでどうぞ。（「そうですか」の声あり）今のとおりでいいです。続けてください。

○11番（菅野良雄君） 庁舎建設のほうから進めさせていただきます。町長のほうで都合悪くなければ大丈夫ですよ。はい。このごろ高齢化が進んでまいりましてちょっと間違いするこ

とが多くなりました。お許し願いたいと思います。

本庁舎建設までの仮庁舎として10年間という期間を考慮して建設されたものでありまして、平成26年1月6日供用開始ということでもあります。ちょうど私らの改選が25年の12月だったので、この時期になりますと4年って早いなという気がしますので、そんな時の流れの早さというものを実感してるところであります。

当時、橋のかけかえ完成に庁舎移転を合わせるということも理由の一つでありましたけれども、30億という建設資金の財源の問題もあったと思っております。建設するときにはいろいろ議論されましたけれども、今となっては土地の賃貸料に無駄な金じゃないのというようなことを言う人もおりますけれども、役場利用者の駐車場の環境とか職員の皆さんの働く環境は数段によくなったと私は思っております。

私は専門家ではありませんので、よくわかりませんが、この庁舎、10年たってもまだまだその後も対応できるのではないかと思っておりますけれども、土地の貸借契約が10年ということでもありますので、その後の庁舎というものはどうなんだろうと思って気にかかっているのは私だけではないと思っております。町民の皆さんも、きっとそういう気がかりになっているんだろうと思っております。

庁舎建設については、基本的には国県の補助がなくて基金や起債で賄うということになっておりますので、本当に30億という財源が必要とするならば庁舎基金、75%ということですから、何ぼですか、7億5,000万ほど必要だということになってきますので、まだこの決算で、決算でないですね、ことしの7月現在での庁舎基金というものが2億8,100万余円ほどということで、まだまだ4億6,000万強足りないわけであります。近年は5,000万ずつ積み立てしておりますけれども、今後も5,000万ずつ積み立てしても9年以上かかるということになりますので、大変な基金を必要とするんだなという思いがしております。

町長は今定例会でも財政が厳しいので来年度この予算編成では補助金等も削減考えながら経費節減してやっていかなければならないというような答弁であったと受けとめております。あと6年で10年となりますが、事業概要や事業概算も全くありません。財政が厳しくなっていく中で基本理念、基本方針を定めなければ積み立ての計画もできないのではないかと、そんなふうに思っております。現状で事業概要を定める検討機関も全くありません。真剣に取り組む時期に来ていると思われませんが、町長はこの庁舎建設について、どのような考えでおられるのか伺います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 庁舎建設ということでもありますけれども、この間、1週間前ぐらいでしたか、テレビで南三陸町の新しい庁舎オープンしてお披露目なつたと、大変木材を使ったいい建物ができたんだろうなと。防災拠点を兼ね備えた庁舎ということで報道されておりまして、佐藤町長さんとか、いいなというふうに思っております。

ただ、あの建物建てるが上には、まあ南三陸町の場合は復興で建てたんだと思いますけれども、現時点で我々がやろうとすると相当数の金がかかるんだろうなということで見えておりました。

この庁舎を建てるが上に、当時の大橋町長から議会も一緒になってということで女川の仮設庁舎、それから南三陸町の仮設庁舎と2カ所を見て、南三陸庁舎も仮設庁舎だったらば仮庁舎としても建物的にはいいのではないかとということで、この建物はできたという経緯は私らも知っているわけでありまして。

今のご質問、今後、今どうするんだということでもありますけれども、確かに庁舎建設基金につきましては、震災前までは毎年500万円を積み立てしておりましたけれども、議員の指摘どおり平成26年度以降は毎年度5,000万ずつ積み立てしており、本年7月末の現在高は2億8,157万8,516円となっております。

また、新たに庁舎を建設する場合の財源についてでありますけれども、通常時の庁舎建設については国・県の支援制度ありませんので、一般財源及び地方債を活用して財源を確保することとなります。今、議員からお話しされましたように地方債につきましては、一般単独事業債となりまして充当率は起債対象事業費に対して75%となっております。

また、庁舎建設につきましては、現在復興創生期間であることから災害復興に係る事業を最優先すべき課題として取り組んでおり、それらの事業のめどが立つころ、大体32年ごろになるかと思いますが、庁舎について方針等を検討していきたいというふうに考えておりますので、現時点で庁舎の建設の有無や町民の意向確認等について、どのようにしていくかは今後の課題ということでご理解願います。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 想像できる答弁だったなと思っております。私がこの庁舎建設基金について一般質問するのは、実は2回目なんです。1回目は私が議員になって1年後の12月の議会で一般質問した、当時坂東町長でしたけれども、その当時もやっぱり庁舎内職員の数がいっぱいおられて、駐車場は全く狭くてどうにもならないという中で大規模開発という構想があったんですね。そういうことから、このままその構想が進んでいくと人口も増となります

し、職員もふえるのではないかという私の思いから庁舎建設の基金を設けてはどうですかという質問をいたしました。当時の坂東町長は、老人福祉対策や都市計画道路の促進など住民対策を先行するというので、基金は必要と考えますがということで、現在は積み立てする考えはないと、福祉対策や都市計画道路を優先しますよということでありました。基金のことは長期総合計画の第3次5カ年計画で設けようと財政当局と検討しているという答弁でありました。

しかし、実際に庁舎建設基金が設けられたのはそれから7年後、平成13年3月でありました。やはり町民の要望を受け入れながら財政を考慮して積み立てるということは大変なことだと思っております。そうした中でいろいろ事業を進めていくわけでありますので、当時坂東町長が都市計画道路優先すると言っておりましたけれども、途中で中断したこともありましたけれども、ようやくここに来て事業完了の見通しがついてきたということでありますので、やはり事業というものもそうですが、基金をふやすということは大変なことだろうというふうに思っております。震災以前は、さっき町長も答弁であったように平成18年から21年ごろまでは財政調整基金という残高、大体年平均6億5,000万程度でしたけれども、22年あたりからは国の経済対策による交付金や補助金の影響でちょっと、8億8,000万ぐらいにふえてきたということもありました。そこに23年度からの震災交付金ということで公共施設の新築とか避難道路の狭隘道路とか、そういう設備、広げる整備とかというのは、この復興交付金と絡めて事業ができるようになったということで、一般財源を余り使わなくてもいい状況になってきたということがあって、平成の27年度の決算時については財政調整基金20億を超えました。

しかし、復興事業が進んできた平成29年度の予算編成では非常に財政が厳しいということで多額の財政調整基金を取り崩して編成したということであります。平成29年度当初予算時では10億7,000万円まで減ってきたということでありまして、この復興交付金、32年までということで、いろんな事業もその交付金で進められますけれども、今度は復興交付金でつくった施設等の維持管理も含めて経費がかかるようになりますし、先ほどの質疑の中で海岸駅の問題、それからほかの老朽化した集会施設の修繕・改築・新築いろいろありますけれども、非常にお金のかかる時代になっていくと思われまます。

そうした中で本当に7億程度まで庁舎建設基金を蓄えられるのかなという思いがしますけれども、まだ早いんだということではなく、それでは32年度から始まって何年後にそういう見通しが出るのかということになりますので、その辺のところ、お考えあればお聞かせください

い。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、議員がおっしゃられたとおり、これからは一般財源で復興でできた施設等の維持管理等でかなり経費がかかってくるということになってるのが現状であります。それから、もう一つは、今この立場にいてわかってきたのは町の公共施設が耐用年数を超えたといっちゃ失礼ですけれども、超えてるものも多々あると。大分傷んできてるものもあると。この間もある施設については、シロアリの駆除で柱を取りかえなくちゃだめだという建物も出てきております。ですから、今ある建物をこれからもっていくためにどのように物事を考えて、それを新しくもっていくのか、その施設を新しくするのか、その施設をそのまま改修するのか、そういったことも踏まえてこれからいろいろ検討に入っていくと、そういう施設が数多くある。

それから、もう一つは議会からもお話しされておりますし、あり方検討委員会も開いていただいた保育所の問題もある。保育所等についても、3カ所とも全てそうなんです。保育所は何とかしなくちゃならない。これだってもう一般財源になってくる。そうなってくると、これは私の感覚でお話しするので、余り聞きとめられると困るんですが、その町に行って庁舎が立派だと、ほかの施設はどうなのやというと、やはり庁舎がおくれているところは周りの維持管理で相当経費がかかっているだろうというふうに私は思うんですね。だからある町のことはお話し申し上げませんが、なかなか庁舎建設に踏み切れないということは周りの施設の維持管理もしくは建てかえ等で追われて、なかなか自分の庁舎の建設には入れないというふうなところが多いのかなというふうに思っております。

そういったところに、例えば山元町なんかの場合は耐震計画もしないまま、あの震災を迎えて庁舎がだめになったと、そういったこともありましたけれども、松島は耐震はやってたものの前の建物はだめになったと。ですから、よく今派遣の職員の方々と、その町に御礼に行ったときに派遣で来てくれた方々と食事をするときがあるんですけども、町長、今の建物は天国ですと、最初行ったときのころは物すごくひどかったと、冷房もなくて周りからいいにおいしてくるところで本当にひどかったというお話し聞いております。そういったことがあれば今の建物がどうなのかということで、今近々にすぐ10年、大橋町長は10年とおおむね言いましたけれども、10年たったからじゃすぐに3年計画、5年計画立てなくちゃならないのかということではないんだろうというふうに思っております。

逆にそれ以前に今言った保育所の建設であれ老健施設であれ、そういったものの建てかえ、

改修等が優先されると思いますので、そういった方向で物事を少しずつ考えて、まあ10年という節目にかかっては、土地の地主さんのこともありますので、その地主さんのほうについては、きちんとこれからどういう方向でいったらいいのか、もしくは売ってもいいよという言葉が出てくるのかどうか、私もこれもわかりませんが、とにかく今の地主さんとはこれからも年に2回か3回お茶飲み会をしながら、ずっと継続してつき合っていて、何かいい方向づけをしていただければというふうには思っていますので、近々すぐ庁舎建設というのはなかなか考えられないというのが今の現状であります。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私はね、早く建設しろということではないんですよ。さっきも言ったように十分もつんだらうと思います。10年過ぎてもね。ですが、基金は準備しなきゃいけないんじゃないですかということで質問してるわけですよ。だから基金蓄えるということは非常に難しいんだよと、大丈夫ですかということの質問なんです。趣旨はね。さっきも言ったように厳しい中で本当に5,000万ずっと積んでいっても、まだ9年以上かかるんだということなんです。30億であればですよ。

しかし、私ね、心配するのはちょうど質問、この質問を提出してから後、9月の3日の河北新報の社説に載っておりました。町長見たかどうかわかりませんが、それは町長と住民訴訟について掲載されておりました。近年、首長に多額の損害賠償を求める住民訴訟や司法判断が相次いでいるということでありました。一方では、議会と結託して住民訴訟による賠償請求を逃れようとする首長も少なからずおりますよというような社説でありました。

住民訴訟とは、ご存じのように、簡単に言えば自治体の公金支出に違法な疑いがあると、無駄なこととか無駄な経費をかけて損害を与えたと判断した場合は、住民は誰でも裁判所に訴えることができますよという制度であります。その前には監査委員に監査請求という行為も必要でありますけれども、そういう住民訴訟というのがふえてきております。メディアで知る限りですが、自治体の庁舎や公共施設の新築・移転となりますと必ずといっていいほど、この住民訴訟ということについて報道されます。移転による商店街の閉塞感とか交通費の損得とかいろいろあるようですよけれども、そういう形で訴訟が出ております。

そこで心配するんですよ、今でも賃貸料100万円ですか、1カ月ね、そうでしたよね、1,200万円、1年に1,200万も無駄でないのというようなことを言う人がおりますので、10年後、そうしたときにそういう問題が起きないのかという心配をするんです。ですから、きちっとそういうものに対応しなければならぬということでありまして、近年この震災復興工事を含

めて東京のオリンピック工事などに関係して、関連して建設建築の工事費がぐんと上がっているわけでしょう。そうした場合、じゃこの30億で本当に何年後になるかわかりませんが、何でもできますかということになりますので、そうした費用を蓄える必要があるということで質問しているわけであります。

平成32年からということでありましたけれども、本当にそれで間に合うのかなというふうには私は思います。じゃこ売ってくればここでいいんだろうけれども、もし売ってくれない場合には移転しなきゃならないということになりますよね。そうした場合に、じゃ場所をどこにするとかどれだけの規模なのかと、財源は本当に30億でいいのかということでありますので、しっかりとした計画を立てておかないとまずいのではないかと、そしてそうしたものをきちっと住民に理解を得ることが大事だと思っております。住民の方々、多くの住民の方々に理解を得なければ、やっぱりそういう住民の訴訟とかになってしまうという思いがいたしますので、本当に32年以後で大丈夫ですかということを確認したいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） まず、今月額100万じゃなくて96万5,000円となっております、年間1,160万円というのが今の現在の月額です。確かに移転先が決まらなると賃借期間を延長する方向で土地所有者と協議していくこととなります。現庁舎が本庁舎として使用することとなった場合においても、土地所有者の売却することの承諾を得なければなりません、以前土地所有者と売買の話をしたときには売却の意思は全くなかったことから、どちらが有利かは今のところ判断できかねるものです。

どちらにしても今後土地所有者との協議は必要となるものであり、庁舎建設事業よりもその他の保育所等の再編やバリアフリー基本方針に基づく事業等ほかにも優先すべき事業があることを再度ご確認願いたいと、ご理解願いたいというふうに思っております。

それから、基金を蓄えるということに関しましては、大変重要なことと思っておりますので、できるだけ長くこの5,000万の金額が毎年積み立てられるように我々としても努力していきたいし、それでじゃいつになったら30億の建物建てられるんだというときには、それはこれから5年後、10年後になるかわかりませんが、そういったものも見据えてやっぱり物事は進めていかなきゃならないという議員からの指摘は確かでありますので、できるだけ早く今後の方向というんですかね、これについては、役場をどうするかについては、住民もしくは町民の方々にとっては争点となることもあると。

特に登米のこの間の選挙なんか見ると、庁舎を新しくするという現職の方が、いや今のま

まで分散でいいんだという方に負けたということもあります。だから幾らそういう復興、基金があの場合にはあったんですけども、基金があっても、やっぱりやるべきじゃないよという住民の方々の意見が多かったということの反映かと思います。

だから、我々もやっぱりここからどうするかということについては、町民の方々のご意見も十二分に把握して方向づけを必要とするだろうと。やはりもう震災から6年たって仮庁舎も4年から5年目に入ってくると、だんだんだんだんそこに、土地になじんじゃって、駅前でちょうどいいんじゃないかという人がふえてるかもしれませんし、逆に、いやそうでないんだという人がふえてるかもしれません。ただ、その辺はやっぱりきちっと行政として我々把握して今後進めていきたいと、かように思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 町長のおっしゃることはよくわかります。ただ、やっぱり今おっしゃったようなこと、どういう状況になっても対応できるような準備をしなければならないと思っております。ただ、そういう検討する機関もまだないんで大丈夫ですかと、早く対応していかないとそういういろんな住民の要望に答えられなくなってしまいますよということで質問したわけでありまして、この後ほかの議員さんも通告しているようでありますから、これ以上中身細いところに入りませんけれども、やっぱり厳しい財政の中でいろんな要望があります。だから事業の選択、取捨選択、それをしっかりと見きわめて進めないと大変なことになりますので、しっかりと考えていただきたいと。

今もね、今もって、ずっとそうなんです、やっぱり我々質問したときに検討しますということじゃなく、検討するんでも本当に検討してほしいと思いますし、無理なんだから無理だというふうに答えてもらわないと我々も町長よく言いますけれども議員さんも対案があったらというようなことを言われますけれども、だめなんだから対案出します、考えますよということになりますので、そうでなければ検討するんだからやるんだらうという思いしか私に残らないんです。ですから、そこはしっかりと正直に話していただいて、基金をしっかりと蓄えていただいて庁舎建設の目的を達成するように要望して終わりたいと思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員、ここでちょうど1時間になりましたので、2問目に入る前に若干休憩をさせていただきたいと思っております。再開を3時25分といたします。

午後3時10分 休 憩

---

午後3時25分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

菅野良雄議員、一般質問を続けてください。

○11番（菅野良雄君） それでは、2問目に入ります。

私が議員になったきっかけというのは地域の若い人、若い人というか、当時は私も若かったんですけども、若い人たちと一緒に酒を飲みながら品井沼周辺に何とか住宅を建てられるようにしないとだめだなというようなことで話し合っ、じゃ議員になってやってみたらどうだというような話から、そういう始まりだったんです。議員として、じゃこの調整区域を何とかしたいなということていろいろ要望してまいりました。

結果として、当局との考えも一致したんだろうと思いますけれども、くぬぎ台が造成されて、今100戸ぐらいの住宅が建設されて、おかげさまで町長ご存じのとおり非常に若い人たちがふえて、子供もふえて、幼稚園も第五小学校も統廃合されることなく、お父さん・お母さんたちはPTAの中心となって活動しておりますし、地域の中心となって頑張っている人たちもおります。本当にありがたいことだと思っております。

しかし、くぬぎ台を除く周辺地域はということになりますと、いつもお願いしてるわけでありまして、高齢化率が高まって地域は空き家がふえて空洞化に拍車がかかっているということてあります。そんなこともあって、3月の総括で土地利用の目標として示していた駅周辺での住宅供給方策について質問したところであります。

当時の企画課長は、28年度は品井沼駅周辺について、新しい地区整備計画を設定すべく検討協議を進めていると。短期間で協議が終わらないので、29年度も引き続き検討調整して実現すべく頑張っていくと答弁しておりますが、新しい地区整備計画とは品井沼駅での住宅供給計画と思いますけれども、その形ざまが見えないということて、一体どういうことなんだ、どういうものなんだということてありますので、せめて議会に対して計画の概要でも説明してほしいということて通告しました。現在どんな状況まで進んでいるのかお伺いするところてあります。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） ご質問であります品井沼地区の地区整備計画の概要につきましては、企画調整課長から説明させます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 現在品井沼駅周辺における地区整備計画の概要でございます。

現在町で検討し、県都市計画課と協議を行っております内容といたしまして、平成15年1月

16日付で位置づけをしております全体面積約53.7ヘクタールの地区計画区域内におきまして、この中のくぬぎ台に関しましては、約6.6ヘクタールの地区整備計画を設定し、住宅団地が整備されております。

現在の住宅地が形成されてきたという経過でございますが、この地区整備計画の区域を地区計画区域内において新たに拡大する考えで検討を進めさせていただいております。ただし、新たに設定を考えております地区整備計画につきましては、先に述べましたくぬぎ台の場合とは状況が異なりまして、現段階では開発事業者がございませんので、一体的に面整備を実施するといった手法を前提とするものではなく、都市計画法や県における要件にもある適正な街区形成を確保することを目的とした地区施設としての道路整備を地区整備計画の中で位置づけることで良好な住環境の維持を図るとする内容で県と協議を進めているところでございます。

しかし、同意権者であります宮城県においても、現在の計画の内容に関しまして同意の基準や上位計画等に照らし、適合の可否を慎重に判断することを前提に協議や調整を進めることとなります。同意の基準としては、例えば市街化調整地域の性格の保持、また計画の整合性、面積の要件の目安として0.5ヘクタール以上、5,000平米以上の計画が必要であるということなどがありまして、それらを満たしていかなければならないということがあります。調整にはこれらの整理に時間を要しているということでございますが、引き続き県と調整を重ね、実現に向けた努力は続けてまいりたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） この地区計画、地区整備計画は市街化調整区域の中で現状のままでは住宅建設難しいよということで地区計画でということなんだろうと思いますけれども、町長も議員当時経験してると思いますけれども、今でも町長としても経験してると思いますけれども、幡谷の議会報告では、必ずこの調整区域の指定解除っていうのできないのかという質問をされるわけですね。多分幡谷だけじゃないと思います。周辺みんなそういうふうに要望してると思うんですけども、調整区域に住む人たちは、活性化できないのはこの指定があるからだというふうに思っているんですよ。私も最初はそう思っておりましたけれども、指定解除というのは難しいんだなということで、そういうことがあって地区計画で何とかしようとしているんだと思いました。

じゃ、かわるものということで何か手段ないのかなということいろいろ探して、今までも当局に要望してきました。古いところでは大規模既存集落として昭和62年宮城県知事が指定

していますから、開発大丈夫じゃないですかというようなこともお願いしたときもありました。それから、鉄道整備一体型住宅開発等促進事業で宅地開発事業などを実施する地方公共団体は国庫補助金を受けられる地域でありますよということなども提案してきましたけれども、最後はいずれも都市計画法をクリアするのは難しいんだということで全く今までも、今まで進展がなかったということでもあります。非常に残念でならないなど。

さっき、今野議員の一般質問にもありましたけれども、私が3月かなんかの一般質問で優良賃貸住宅どうですかと、PFIでどうですかと言ったら建設課長は同じく、さっきの今野議員と同じような答弁でありましたけれども、企画課長だったと思いますけれども、町営住宅なんかあるところはまだ可能性が残ってますので、検討してまいるというような答弁だったと。議事録見てもらえばわかると思いますけれども、そういう答弁だったと思いますけれども、さっき3カ月がたった途端に、もう無理なんだよというような答弁に受けとめました。非常に計画の実現性ということでは、どうなっているんだろうなというふうに思いました。優良賃貸住宅というのは28年度の長期総合計画でスタートしたばかりの計画であって、たった1年や2年で、もう挫折してしまうのかと。私も前の質問では無理なんだろうと、見直したほうがいいですよという質問してるわけですよ。だからそういう答弁だったので、見直して別な方法でというのがあってもいいなと思いますけれども、検討する、進めていくということで、結局最後にあやふやのうちに終わってしまうという今までの経験でありました。非常に残念だなという思いがしますので、この地区整備計画も結局は検討したよと、協議もしたんだけど難しいんだよということでだめになってしまうんじゃないかという思いがしますので、質問しているわけでもあります。

地区計画ってさっき企画課長からいろいろ答弁ありましたけれども、見れば見るほど難しいんですよ。その方法はいろいろあるんだよね。何ていうんですか、密集市街化整備、市街地整備法による防災街区整備地区計画とかね、幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づく沿道地区計画とかね、そのほか歴史的風致維持向上地区計画とかあるんですけども、多分街区整備って言ったのかな、さっき、課長が答弁でね、私は集落地域整備法による集落地区計画なんだろうなという思いで、進めてるのはそっちのほうなんだろうなというふうに思いましたけれども、何ていうんですかね、街区整備にしても集落地域にしても、かなりかかわる法律があってクリアするのが難しいんだというふうに受けとめております。私はね。本当にこれが可能なのかと、期待をしいいんですかということなんですよ、その辺どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 今年度になってから宮城県のほうとも3回ほど、この件について打ち合わせをさせていただいております。その中でちょっと見えてきたのが、やはり県の運用上の話、過去にはいろんなさまざまな手法が設けられてはいましたけれども、実態的にはその運用がなかなか難しいというところで、松島、特に品井沼地区に限っては当てはまらないなという部分で頓挫してしまってるという繰り返しだったと思うんです。最近になって見えてきたのが0.5ヘクタール、要するに平米に直しますと5,000平米、これが一段の考え方の最低面積という指導を受けております。

ただ、一口に5,000平米といっても結構広い面積です。この中に、その県のほうの指導の趣旨は市街化調整区域内特有の街区として不成形というか不良街区を新たにちょっとふやす、ふやすというか設定するということは都市計画法上の趣旨に反するというガードを結構引いてるのを強く感じています。それで不良街区にならないために何が必要かという、やっぱり道路なんですよ。建築基準法上必要なのは最低限4メートル、ただこれからの時代4メートルでいいのかと、やはり6メートルの街区が必要なのではないかと、その辺を町のほうでも絵柄を一応たたき台としてはつくりながら、県のほうに申し出はしています。

今度その先に、この形はある程度いいと思いますけれども、じゃいつまでに誰がやるんですかと、その具体的なスケジュール、あと事業スキームをしっかり示してもらわないと次のステップに行けないですよというところで現在とまってるというような状況でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 今ね、この後で質問すっかなと思ったんですね、それね。今答えてもらいましたけどね。ただ、この街区と言ったかな、道路の整備してくんだよということでありましてけれども、地域に住む者にとって道路は整備してもらうのはありがたいんですけども、じゃその空き地とか空き家になってるところを、どのように活性化に結びつけるんですかということなのね。そういうことで調整区域だけでも何とかならないですかということなのね。そういうものも解決してくれる地区計画だと思ってるんですよ。聞いてみますと、いやそうじゃなく、道路整備して、まず住環境の整備をするんだよということなんだと思いますけれども、よくわからないんで私も今後勉強しなきゃないんだろうなと思いますので、この街区整備というのは何の法律に基づいて進められるんですか。さっきいろいろな整備ありましたねということだったんですけども、何の法律に基づいて、何を読めばわかるのかなと。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） 都市計画法、ちょっと持ち合わせてなかったんですけども、基本的には都市計画法、そして建築基準法になると思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） その辺が明確でないと、都市計画全部読んでって理解してくださいっていわれてもなかなか難しいんで、都市計画にもいろんなかかわる法律として定められてるわけでしょう。何々法の何条とかって。そこをしっかりと教えてもらわないと私ら一体何で、私はさっきも言ったように集落地域整備法なんだろうなという思いがしたもんですから、そっちのほう読んでみるとますます難しいんだろうなという気がしたんです。ですから、そっちのほうも大丈夫なのかなというふうに思いましたので質問してるわけでありまして、今いろいろ時間かかりますよということでありましたけれども、全く、何ていうんですかね、計画を進めるに当たっては、まず素案を作成して、段階あるわけでしょう。原案作成して、原案公告して、縦覧して、今度は都市計画審議会にかけてとかいろいろ経過を踏まなければ設定まで持っていくの大変な作業だというふうに思います。さっき答えてもらったかなと思いますけれども、どのぐらいの期間で、これ達成されます。

○議長（片山正弘君） 小松企画調整課長。

○企画調整課長（小松良一君） これはですね、特に一般的には線引きの見直しとは違って地区計画の場合は、特に時間的な制約はないと思ってます。

ただ、先ほども言いましたけれども具体性というか、それが必ず求められます。どういう計画で、いつまでに誰が、どういう資金計画で誰がやるんだという部分までしっかりプランニングした形を県のほうに持っていかないと話がそこから進まないという状況下に、現在その状況下にあるということでございます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ですから、そこを早くやってほしいと思ってるんですよ。具体的な仕事を早急に進めてほしいということをお願いしてるわけですよ。そうでないと計画の計画で終わったなということになると思うんです。ですから、やっぱり現実にその地区に、さびれていく地区を見てるとやっぱり早く何とかしてほしいと思ってるんですよ。これもだからそういうわけで制約はないけれどもと言われると、いつまでかかってどういうふうになるのということになるんで、何とか早くしてほしいなというふうに思ってるんです。

こいつね、早くやってしまえば櫻井町長は力量あるなということになってしまうんですよ。

これね、よくプロポーザル方式ということでいろんな事業で企業に計画なんか立ててもらったりする場合もあるでしょう。そういうものでできないんですか。職員が専門に取りかかってもこれは相当時間かかると思うんです。だったらそういう専門の業者に、もう任せてしまおうということではできないんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今、やっている業務ですね、ここばかりに限らず全体の松島町の土地利用の関係については、当然コンサルも入っているいろいろやっています。これが先ほど議員さんおっしゃいました早く都市計画審議会かけて閲覧かけて云々かんぬんという話、そこまでいく作業なんです。そこまでいけば、もう花丸みたいなところはあります。そこまでいくために今松島町としてもコンサル入れて、その整備手法として今道路とかって、まあわかりやすく道路整備とかって面的ではなく0.5ヘクタール以上、ここが今県との接点、何とかかなりそうだということまでやっとなんかコンサルでいろんな計画を起こし、いろんなルートを起こしやっています。

ただし、そこには都市計画法だったり指針だったり整開保の話だったり、いろんな法的制約がいっぱいあります。基本的に調整区域、そして全体的な地区計画つくったものの、であっても施工する人がやっぱり誰やという話になる、調整区域になると、そこら辺が一番難しいところです。そしていないのに町としてもどういうふうにじゃ整備するのやというのは、今一緒にコンサルも町もかけながら、そのたびに県と協議をしてもらって、そして一つの目安としてさっき0.5ヘクタールってちょっと数字出しましたけれども、そこまで今やっとなんか協議としてテーブルに乗ってきましたということです。そこはちょっとご理解いただきたい。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 担当、企画の中で専門にこれに携わってる職員っているんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、一生懸命聞き耳を立てて聞いてると思いますけれども、おります。

住宅地だけじゃなくて企業が来てもこの間までは土地がなかったということでもありますから、それではまずいと、うまくないんじゃないかということがありますので、品井沼だけじゃなくてそのほかにも議会にもお話したと思いますけれども、箇所についても今地区計画の中で考えていると。それに伴ってプロポと一緒に職員が一生懸命になって取りかかっていることだけは確かであります。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 職員いるって言ったんですか。いるの。ではね、それではぜひともこの地区計画の実現に結びつけてほしいと思っております。ただね、やっぱり今までもいろんな構想あったわけですよ。必要とするものはやってもらってました。消防車庫の建設とか幼稚園の建設とかそういうものは要望どおりやっていたらいいことは理解しております。ただ、いろんな地域の活性化に結びつくんだらうと思う構想は、ことごとく破られるんですよ。二十四、五年前になつと思えますけれども、品井沼地区の1回目の田園住宅構想とかがあったんですけれども、これもいずれあやふやのうちにぼしゃってしまったということで、あとは町長も知ってるとおりの雇用促進事業団のアパートの建設、品井沼か手樽かどっちだなんていってるうちにこれもなくなってしまったということで、そういう人が集まってくれるんだらうな、地域に活性化に結びつくなと思ったものが次々とだめになってしまうということで、おくれればおくれるほど地域が廃れていくという状況になるんですよ。

P F I の構想だって、当初は40戸や30戸で住宅建てられるはずだったんですよ。制度が変わってきて、ここにきて、もう400でなければだめだとか大きいのでないとだめだというようなことになってきてるわけで、実際我々見にいったときには30戸、40戸の優良賃貸住宅というのがありましたから、だからそういうときに早く取りかからないとそういうものは実現しないんだと思うんです。ですから、この地区計画も早く進めていただいて道路をよくしてもらって、環境をよくしてもらって人が張りつくようにしていただきたいと思っているんです。

そうでないと、そういう計画にかけた職員の労力とか時間とか金だのという、みんな無駄になってしまうわけですよ。何だったのやということになるわけでしょう。そういうふうになってしまったんでは非常に無駄だということになりますので、私たち議会でも構想、計画を承認して予算づけも承認してるわけですから、これ頓挫すると議会にだって責任あるわけですよ。だからそうならないように議員として今質問してるわけです。何とか実現してほしいなというふうに思っております。うやむやにならないように確約してくれますか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 議会の責任ということでもありますけれども、それ以上に我々の責任があることは痛感しております。ですから、ことしはちょっと目の色変わって今やっているとかが現状であります。ここでやっていかないと来年、再来年の話につながらないので、きちっとした計画を立てて今やっていると。

それから、0.5というのも確かに広いようで狭いのではないかと思う方もいるのではないかなど。ただ、くぬぎ台も優良田園住宅でくぬぎ台できましたけれども、あの優良田園住宅も

業者が7社ほど集まって会社組織を立ち上げてやって、実質どうだったのかということと最高では満点ではなかったんですね。完売するまで相当時間がかかったと。最後は7つの業者が最後は2区画、3区画と分け合って、あそこ解散した経緯もあります。ただ、その後、震災があって土地を求める方がふえてきて、くぬぎ台が埋まったと。美映の丘に関してもそうであります。

だから、そういうものが誰かがやるのか、じゃ自治体がそれを民間にかわってやるかということ、なかなかハードルが高いものがある。確かに今我々も、私も議員なる前に品井沼のくぬぎ台の、あのときは「くぬぎ台」って名前なかったんですけども、幡谷の優良田園住宅が終わったならば次は、当時の町長、内田町長からは手樽だ、早川の前にやろうと。その前には坂東さんのときに雇用促進住宅というの、我々が議員なる前にやって、青函までつくって県に持っていったらば松木、当時副知事から上のほうに書類上げておくからということ得意気揚々と帰ってきたらば坂東町長に余計なことするなと怒られましたけれども、やっぱりそういうことで何かをやらないと地域は活性化しないというのは確かにあるかと思えます。

ただ、そのときの人口形態と今の形態は変わってますので、今後この、あの当時は例えば2万人とかそういったときの構想の中でこういったものが進められた経緯があるかと思えますので、今は1万4,000から5,000を維持する計画の中でどうすればいいんだということを考えなくちゃならない、そういうことで職員は一生懸命汗をかいてますので、決して無駄になることは絶対ないというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（片山正弘君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 最初の質問でも申し上げましたけれども、町の財政状況というのは今後ますます厳しくなっていくわけですよ。1万4,000を維持したいといたって広報の人口、広報まつしまの裏の人口の状況を見ると毎月のように減っていくわけでしょう。非常に寂しいという思いがしております。やっぱり、何ていうんですかね、幡谷ばりでないと思うんですよ。やっぱり松島に若い人が住みたいというふうに思わせないと寄ってこないわけでしょう。どうしたら住みたいと思わせるんだろうというようなことで進めないと寄ってこないと思うんです。出ていくだけです。現実には。だからそういうようなことではやっぱり町の将来というの本当に心配になりますので、長期総合計画に示されたもの全部やれと、やれると私は思っておりません。ですから、住民の負託というか、要望に応えると、しかも絞っていかないとなかなか全部はやれないだろうなという思いがしますので、やっぱりそこはきちっとその求めに応じて誠意を持ってやってほしいと思っております。そうでないと老人の町になって

しまつて、冗談でないと思ひましたけれども、本当に消滅の町になってしまうという予想がされますので、そうならないように頑張つてほしいと思つております。町長初め職員の皆さんも、そう思つてやつてると思ひます。

ただ、そういう地域の活性化ということに関しては、やっぱりその地域に住む者にとっては、何ていうんだろうね、要望が大きいのかもしれませんが進んでいないというふうに感じますので、そういう期待を裏切らないように、さらに頑張つてほしいなということを申し上げて質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（片山正弘君） 菅野議員の一般質問が終わりました。

ここでお諮りいたします。

まだ一般質問が継続中ですが、ここで本日の会議は以上をもって閉じたいと思ひます。一般質問は15日に延会したいと思ひますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしと認めます。

本日の会議を終わります。延会します。

再開をあす午前10時といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午後3時55分 散 会